平成29年度版

暮らしの税情報

税の基礎知識

コラム≪社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）≫…… 1
所得税のしくみ…… 2
記帳や帳簿等保存・青色申告…… 3
消費税のしくみ…… 4
コラム≪消費税の軽減税率制度の実施について≫…… 6

給与所得者と税

給与所得者と税…… 7
家族と税…… 9
退職金と税…… 11

高齢者や障害者と税

高齢者と税（年金と税）…… 12
障害者と税…… 13

暮らしの中の税

医療費を支払ったとき…… 15
保険と税…… 17
寄附金を支出したとき…… 19
災害等にあったとき…… 21
株式・配当・利子と税…… 25

不動産と税 贈与・相続と税

マイホームを持ったとき①…… 27
マイホームを持ったとき②…… 31
土地や建物を売ったとき…… 33
財産をもらったとき…… 35
財産を相続したとき…… 39

申告と納税

申告と納税…… 41
確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）…… 43
コラム≪e-Tax利用の簡便化に向けて準備を進めています≫…… 45

その他

税に関する相談をするには/情報公開や個人情報の開示を請求するには…… 46
税務署の処分に不服があるとき…… 47
個人で事業を始めたとき
法人を設立したとき…… 48
公売に参加するには…… 49

●国税についてのご相談は、最寄りの税務署にお電話ください。
なお、税務署での面接による相談は事前の予約が必要です。

この冊子は平成29年4月1日現在の法令等に基づいて作成されています。

国税庁

コラム≪社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）≫

1　マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）・法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されています。

税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類にマイナンバー・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

（1）マイナンバー

住民票を有する全ての方に、1人1つのマイナンバー（12桁）が指定され、市区町村から住民票の住所宛に、平成27年10月から、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

（2）法人番号

国税庁は株式会社などの法人等に1法人1つの法人番号（13桁）を指定し、国税庁から登記上の所在地又は主たる事務所の所在地宛に、平成27年10月から、書面により通知を行っています。また、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）は、原則として広く一般に公表され、どなたでも自由に利用可能とされています。

2　国税関係手続における変更点

（1）税務関係書類への番号記載

マイナンバー制度の導入により、税務署に提出する申告書や申請書などの税務関係書類に、提出される方のマイナンバー又は法人番号の記載が必要になりました。また、所得税及び復興特別所得税の申告の場合には、提出者の方だけでなく、配偶者（特別）控除の適用を受ける配偶者や扶養親族の方などのマイナンバーの記載も必要となりました。

（2）マイナンバーの提供を受ける場合の本人確認

マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、マイナンバーが記載された申告書や申請書などを税務署等へ提出していただく際には、税務署等で本人確認をさせていただくことになります。

本人確認は、①マイナンバーカード（個人番号カード）又は②通知カード及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、手続の際には、これらの本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただくことになります。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

（3）納税者利便の向上

マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上策として、①平成28年分以降の住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・公的年金等の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化が、平成29年1月から開始されました。

また、国税庁では、個人の納税者の方のe-Tax利用を簡便化する施策の導入に向けて準備を進めています。

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ　www.cao.go.jp/bangouseido/
・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（無料）　注:おかけ間違いのないよう十分に注意してください。
平日9時30分～20時（土日祝日17時30分）（年末年始を除きます。）　注:最新のお問合せ時間は、内閣府ホームページでご確認いただけます。

国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞」をご覧ください。

国税庁　マイナンバー　www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm（掲載URLは平成29年5月現在のものです。）

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

法人番号公表サイト　www.houjin-bangou.nta.go.jp

・法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せは、国税庁法人番号管理室で受け付けています。
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル　**0120-053-161**（無料）8時45分～18時（土日祝日・年末年始を除きます。）
一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** におかけください。（通話料金がかかります。）

所得税のしくみ

所得税は
どのように
計算するの?

所得税の算出のしくみ

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

❶ 所得金額の計算

所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています(下図Ⓐ参照)。

① 利子所得　② 配当所得　③ 不動産所得　④ 事業所得
⑤ 給与所得　⑥ 退職所得　⑦ 山林所得　⑧ 譲渡所得
⑨ 一時所得　⑩ 雑所得

注:国外で支払われる預金等の利子や国外にある不動産の貸付・譲渡による収益、国外の法人等に対する出資に係る収益などの所得についてもこれらの所得に含まれます。

❷ 課税所得金額の計算

課税所得金額は、その方の1月1日から12月31日までの1年間(年分といいます。)の全ての所得から所得控除額を差し引いて算出します。

所得控除とは、控除の対象となる扶養親族が何人いるかなどの個人的な事情を加味して税負担を調整するもので、次の種類があります(下図Ⓑ参照)。

① 雑損控除(→P21「災害等にあったとき」参照)
② 医療費控除(→P15「医療費を支払ったとき」参照)
③ 社会保険料控除
④ 小規模企業共済等掛金控除
⑤ 生命保険料控除(→P17「保険と税」参照)
⑥ 地震保険料控除(→P17「保険と税」参照)
⑦ 寄附金控除(→P19「寄附金を支出したとき」参照)
⑧ 障害者控除(→P13「障害者と税」参照)
⑨ 寡婦控除・寡夫控除(27万円、特別寡婦は35万円)
⑩ 勤労学生控除(27万円)
⑪ 配偶者控除(→P9「家族と税」、P12「高齢者と税(年金と税)」参照)
⑫ 配偶者特別控除(→P9「家族と税」参照)
⑬ 扶養控除(→P9「家族と税」、P12「高齢者と税(年金と税)」、P13「障害者と税」参照)
⑭ 基礎控除(38万円)

❸ 所得税額の計算

所得税額は、課税所得金額に所得税の税率を適用して計算します(下図Ⓒ参照)。

◎超過累進税率

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

◇課税所得金額が650万円の場合に適用される所得税の税率及び所得税額(平成29年分)

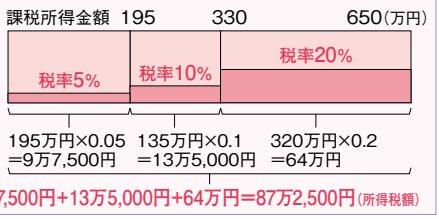

注:土地建物等や株式等の譲渡所得など他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

❹ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額の計算

所得税及び復興特別所得税の申告納税額は、次のように計算します。

① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額(配当控除など)を差し引きます(下図Ⓓ参照)。
② ①で計算した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%を掛けて復興特別所得税額を算出します。
③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計します。
④ ③で算出した金額から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額(源泉徴収税額)などを差し引いて所得税及び復興特別所得税の申告納税額を算出します(②～④は下図Ⓔ参照)。

注:所得税額や復興特別所得税額(附帯税を除きます。)の確定金額の端数計算は、これらの確定金額の合計金額によって行いますので、その合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

- 所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。
- 還付申告の方は、1月から申告書を提出することができます。

注:税務署の閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの日)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。

◎所得税及び復興特別所得税の申告納税額の算出方法

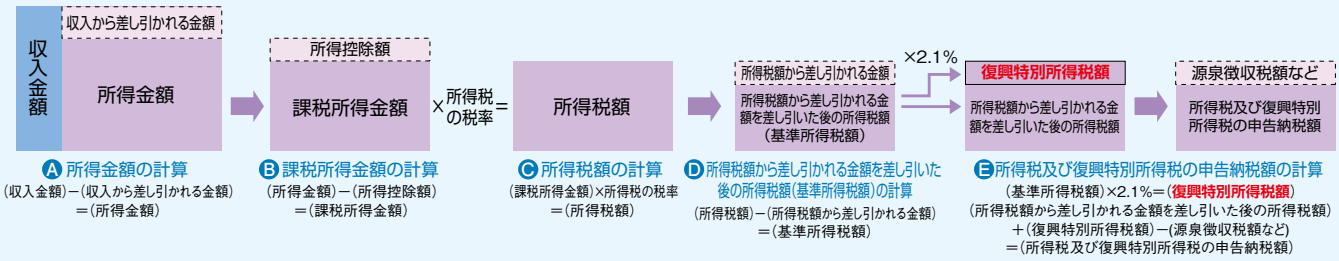

記帳や帳簿等保存・青色申告

帳簿などは何年か
保存しなくては
いけないと
聞いたのですが…

記帳や帳簿などの保存の必要性

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。

青色申告の場合

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりませんが、簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。

① 現金出納帳、② 売掛帳、③ 買掛帳、④ 経費帳、⑤ 固定資産台帳

◇帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
書類	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年（※）
書類	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5年

※前々年分所得が300万円以下の方は、5年

白色申告の場合

白色申告者（青色申告者以外の方）についても、次のような記帳・帳簿等の保存制度が設けられています。

〈記帳・帳簿等の保存制度〉

事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

◇帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
帳簿	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
書類	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

●帳簿書類の電子データ保存

納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、ハードディスクなどに記録した電子データのままで保存できる制度があります。

注:この制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ所轄税務署長の承認を受ける必要があります。

青色申告って
どのような
ものですか?

青色申告制度

日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

●青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。

●青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出してください。

注:その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に提出してください。

●青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

〈青色申告特別控除〉

事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高10万円を控除することができます。

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

消費税のしくみ

消費税は
どのような税なの?

税の負担者と納税者

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

●消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。
●商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
●消費税(6.3%)が課税される取引には、併せて地方消費税(1.7%)も課税されます。

課税される取引

●国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
●外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

非課税取引

次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。

① 土地の譲渡、貸付け(一時的なものを除く。)など
② 有価証券、支払手段の譲渡など
③ 利子、保証料、保険料など
④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
⑦ 外国為替など
⑧ 社会保険医療など
⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など
⑩ お産費用など
⑪ 埋葬料・火葬料
⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
⑭ 教科用図書の譲渡
⑮ 住宅の貸付け(一時的なものを除く。)

納税義務者(課税事業者)

その課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度)の基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の納税義務者(課税事業者)となります。基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のことをいいます。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

◎例:個人事業者の場合の基準期間と課税期間

平成28年の課税売上高が1,000万円超の場合には、平成30年は課税事業者となります。また、平成28年の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高等が1,000万円超の場合には、平成30年は課税事業者となります。
注:輸入品にかかる消費税については、事業者以外も納税義務者となります。

免税事業者

●基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等が1,000万円以下の事業者(免税事業者)は、その年(又は事業年度)は納税義務が免除されます。
●なお、免税事業者でも課税事業者となることを選択することができます。

税率

消費税の税率は6.3%です(地方消費税と合わせた税率は8%となります。)。

◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ

消費税と地方消費税を合わせた税率(8%)で計算しています。(単位:円)

消費税は
どのように
計算するの?

消費税の計算の仕方

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

消費税(国税)の計算

原則(一般課税)

●課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

(課税売上高 × 6.3%)ー(課税仕入高 × $\frac{6.3}{108}$)=消費税額

注:「課税売上高」は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額(税抜き)です。

●課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿及び請求書等の保存をする必要があります。

簡易な計算方法(簡易課税制度)

●課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

(課税売上高 × 6.3%)ー(課税売上高 × 6.3% × みなし仕入率)= 消費税額

◇みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)農林・漁業、建築業、製造業など	70%
第4種事業(その他)飲食店業など	60%
第5種事業(サービス業等)運輸・通信業、金融・保険業、サービス業	50%
第6種事業(不動産業)	40%

注:2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて計算します。

●この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択することができます。

地方消費税の計算

消費税額 × $\frac{17}{63}$ =地方消費税額

申告や納付は
どのように
すればいいの?

消費税の申告・納付

確定申告・納付のほか、直前の課税期間の消費税額に応じて中間申告・納付が義務付けられています。

確定申告・納付

●個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に、消費税と地方消費税を併せて所轄税務署に申告・納付します。
納付の方法→P42「税金の納付と還付」参照

●控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合は、消費税の還付申告に関する明細書を添付する必要があります。

中間申告・納付

●直前の課税期間の消費税額が48万円を超える事業者は、次のとおり中間申告と納付を行わなければなりません。

直前の課税期間の消費税額	中間申告・納付回数
48万円超　400万円以下	年 1 回(直前の課税期間の消費税額の2分の1)
400万円超　4,800万円以下	年 3 回(直前の課税期間の消費税額の4分の1ずつ)
4,800万円超	年11回(直前の課税期間の消費税額の12分の1ずつ)

注1:上記金額の$\frac{17}{63}$を地方消費税額として併せて納めます。
注2:直前の課税期間の消費税額が48万円以下の事業者であっても、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に年1回の中間申告・納付することができます。

届出

次のような場合、事業者は届出をする必要があります。

事　由	届 出 書	提出時期
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき(又は1,000万円以下となったとき)	消費税課税事業者届出書(基準期間用)(消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書)	速やかに
特定期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき	消費税課税事業者届出書(特定期間用)	速やかに
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人を設立したとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	速やかに
免税事業者が課税事業者を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税事業者選択(不適用)届出書	選択しようとする(選択をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
簡易課税制度を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書	その適用を受けようとする(適用をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
課税期間の特例を選択又は変更するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税期間特例選択・変更(不適用)届出書	同上

注:免税事業者が課税事業者となること、又は課税事業者が簡易課税制度及び課税期間の特例を選択した場合、原則として、2年間は選択を取りやめることができません。

●期限内に申告や納付をしなかったり、間違った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

総額表示の義務付け

課税事業者が、取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際して、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税相当額を含みます。以下同じ。)を含んだ価格を表示することが義務付けられています。なお、総額表示義務の特例として、平成33年3月31日までは、現に表示する価格が消費税相当額を含んだ税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しません(※)。
※消費者の利便性に配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めることとされています。

コラム≪消費税の軽減税率制度の実施について≫

消費税の「軽減税率制度」が、平成31年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されることとなりました。

軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）、**標準税率10%**（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）

1　軽減税率制度は多くの方に関係します

消費税の軽減税率制度は、事業者の方のみならず、日々の買い物等の場面で消費者の方にも関係するものです。

なお、事業者の方は次のような対応が必要となります。

【課税事業者の方】 ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れが両方ある場合 （例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れ（経費）のみある場合 （例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等を発行すること、 ②取引先から、請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（**区分経理**）すること、 ③申告時に税率ごとに区分して税額計算すること、 が必要となります（※仕入れのみの場合は②と③）。
【免税事業者の方】 ・軽減税率対象品目の売上げがある場合	取引先から区分経理に対応した請求書等の発行を求められることがあります。

2　軽減税率の対象品目

軽減税率の対象となる品目は、①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくものです。

【軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）】

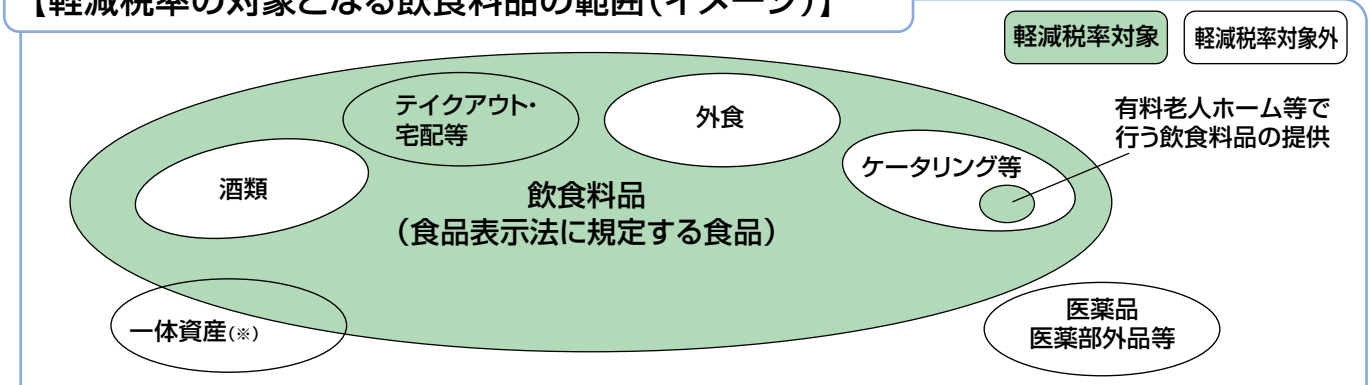

※一体資産とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものです。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

3　消費税の計算の仕方など

- 軽減税率制度実施後は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。
- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。
- 税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者の方には、税額計算の特例があります。

・軽減税率制度の内容について、詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
・軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう中小の小売業者等に対するレジの導入等の支援が行われます。詳しくは、軽減税率制度対策補助金事務局ホームページ（kzt-hojo.jp）をご覧ください。

給与所得者と税

給与所得者は、
ふだんどのように
税を納めているの?

給与やボーナスに対する所得税及び復興特別所得税

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

月々の源泉徴収

毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により求めています。

年末調整

1年間の給与総額に対する所得税及び復興特別所得税の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

①子の結婚や就職などにより年の中途で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。
②生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています。

このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

給与所得者は、
どのようなとき
確定申告をするの?

給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
③ 2か所以上から給与の支払を受けている方

など

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 など
→P27「マイホームを持ったとき①」参照
② 多額の医療費を支払った場合 など
→P15「医療費を支払ったとき」参照
③ 災害や盗難にあった場合
→P21「災害等にあったとき」参照
④ 年の中途で退職し、再就職していない場合
⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

など

給与所得者の特定支出控除

●給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。
●特定支出とは、①通勤費、②転居費(転任に伴うもの)、③研修費、④資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑤帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)、⑥勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費等)のうち一定の要件を満たすものをいいます。
注:⑥勤務必要経費は、65万円が上限となります。

〈控除を受けるための手続〉

この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。

給与所得者の所得税及び復興特別所得税はどのように計算しているの?

給与所得と所得税及び復興特別所得税のしくみ

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、給与の収入金額に応じて「給与所得控除」を定めています。

勤務先から次の「給与所得の源泉徴収票」を交付されている国税太郎さんを例にとって、所得税及び復興特別所得税の額の計算方法を説明します。

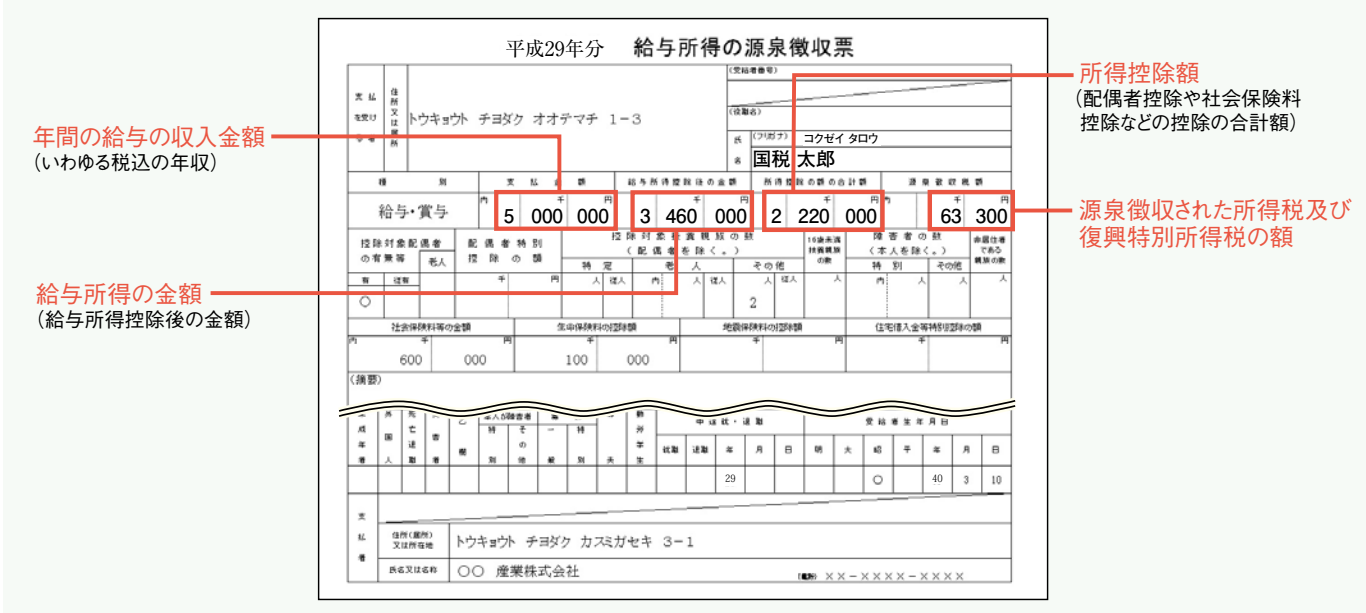

❶ 給与所得の金額の計算

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します。

国税太郎さんの給与所得控除額は　500万円×20%+54万円=154万円

したがって給与所得の金額は　(給与の収入金額) 500万円−(給与所得控除額) 154万円=(給与所得の金額) 346万円(※)

※給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合には、その適用を受ける金額を差し引いた後の金額となります。

◇給与所得控除額(平成29年分)

収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年収× 40%
1,800,001円から 3,600,000円まで	年収× 30% + 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年収× 20% + 540,000円
6,600,001円から10,000,000円まで	年収× 10% +1,200,000円
10,000,001円以上	2,200,000円

注:実際に収入金額が660万円未満である場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

❷ 課税所得金額の計算

給与所得の金額から所得控除額を差し引いて課税所得金額を算出します。所得控除には扶養控除など14種類あります。

国税太郎さんの所得控除の合計額は　社会保険料控除60万円+生命保険料控除10万円+配偶者控除38万円+扶養控除76万円+基礎控除38万円=222万円

したがって課税所得金額は　(給与所得の金額) 346万円−(所得控除の合計額) 222万円=(課税所得金額) 124万円

◎1,000円未満端数切捨て

❸ 所得税額の計算

課税所得金額に所得税の税率を適用し、所得税額を算出します。所得税額は、「平成29年分所得税の税額表」で求めます。

国税太郎さんの所得税額は　(課税所得金額) 124万円×(所得税の税率) 5%=(所得税額) 6万2,000円

◇平成29年分所得税の税額表〔求める税額 = Ⓐ × Ⓑ − Ⓒ〕

Ⓐ課税所得金額	Ⓑ税率	Ⓒ控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

注:ここで算出した所得税額については、端数処理は行いません。

❹ 所得税及び復興特別所得税の額の計算

所得税額から、所得税額から差し引かれる金額((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額など)を差し引いた後の金額(基準所得税額)と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の額を求めます。

注:基準所得税額に、102.1%を掛ける方法でも所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます。

国税太郎さんの所得税及び復興特別所得税の額は　(所得税額) 6万2,000円+(復興特別所得税額) (6万2,000円×2.1%)

=(所得税及び復興特別所得税の額) 6万3,300円

◎100円未満端数切捨て

家族と税

パート収入の税は
どうなるの?

パート収入に関する税金

パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかからず、また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パート収入から給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税(所得割)の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税(所得割)はかかりません。

注:パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税(均等割)がかかる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

配偶者にパート収入がある場合

夫婦の一方Ⓐが正社員で、もう一方Ⓑがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Ⓐは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

Ⓑのパート収入が103万円以下 → 配偶者控除38万円

Ⓑのパート収入が103万円超～141万円未満 → 配偶者特別控除(最高38万円)

注:配偶者特別控除は、Ⓐの合計所得が1,000万円(給与の収入金額が1,220万円)を超える年は受けることができません。

◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	—
103万円超　105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

内職の場合は
どうなるの?

内職などの収入に関する税金

内職などの収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかからず、また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。
ただし、次の①②のいずれにも当てはまる方については、パートの方とのバランスを図るため、必要経費が65万円に満たない場合は65万円(収入金額が限度です。)を必要経費として差し引くことができます。したがって、パートの方の場合と同様に、内職の収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。

①家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方
②事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パートの方と同じ取扱いになります。

扶養している
親族が
いるのですが…

扶養控除

扶養している親族がいる場合、一定の要件に当てはまれば、扶養控除を受けることができます。

納税者の方に、控除対象扶養親族となる親族がいる場合には一定の金額の所得控除が受けられます。

区　分		控　除　額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

注1:「扶養親族」とは、その年の12月31日の現況において次のいずれも該当する方をいいます。
- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)又は、市町村長から養護を委託された老人であること
- 納税者と生計を一にしていること
- その年の合計所得金額が38万円以下であること
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でないこと

注2:「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。
注3:「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。
注4:「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。
注5:「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

妻に家を贈ろうと
思うのですが…

配偶者への贈与と配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間でマイホームなどを贈与する場合は、最高2,000万円の配偶者控除を受けることができます。

夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与があったときには、贈与税の申告等をすれば、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円の配偶者控除が受けられます。

注:この配偶者控除は、同じ配偶者間において一生に一度しか受けられません。

→P35「財産をもらったとき」参照

〈控除を受けるための要件〉
① 夫婦の婚姻期間が20年以上であること
② 贈与財産が国内にある居住用の土地や家屋であること(その取得資金も含まれます。)
③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた土地や家屋に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること

〈控除を受けるための手続〉
贈与税の申告書又は更正の請求書に配偶者控除の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。
① 受贈者(贈与を受ける人)の戸籍の謄本又は抄本
② 受贈者の戸籍の附票の写し
③ 居住用不動産の登記事項証明書など受贈者がその居住用不動産を取得したことを証する書類

注:①②は贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたものに限ります。

〈不動産取得税〉
贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。
詳しくは、お住まいの都道府県税事務所の窓口にお尋ねください。

夫から
財産を相続
したのですが…

配偶者からの相続と税額軽減(配偶者控除)

配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、正味の遺産額の法定相続分に相当する金額までは相続税はかかりません。

●亡くなった人の配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。
① 1億6,000万円
② 正味の遺産額に配偶者の法定相続分(子供がいる場合は2分の1)を掛けた金額
注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、この制度の対象とはなりません。

●この制度は、財産の維持形成に対する配偶者の内助の功や今後の生活の保障などを考慮して設けられているものです。

→P39「財産を相続したとき」参照

〈控除を受けるための手続〉
相続税の申告書又は更正の請求書に税額軽減(配偶者控除)の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。
① 戸籍の謄本
② 遺産分割協議書の写し又は遺言書の写し
③ 相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
注:遺産分割協議書に、定められた様式はありません。誰がどの遺産をどれだけ相続するかを書き出し、相続人全員が合意した旨を記載の上、実印を押印して作成します。

退職金と税

退職金を
受け取ったときの
税金はどうなるの?

退職金にかかる税金

退職金は、勤務先に所定の手続をしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税及び復興特別所得税や住民税が源泉徴収又は特別徴収されます。この退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。なお、退職所得についても源泉徴収票が交付されます。

◎所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算方法(平成29年分)

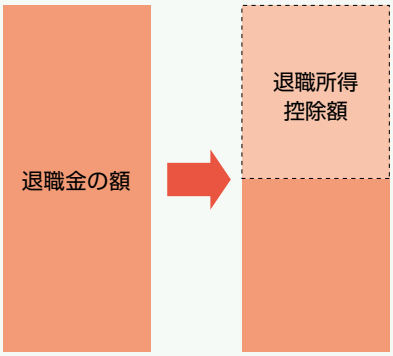

退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出し、これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた残りの金額が所得税額(基準所得税額)となります。この金額と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計した金額が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額となります。

[計算例]30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合

退職所得控除額は　800万円+70万円×(30年−20年)=1,500万円

課税退職所得金額は　(2,500万円−1,500万円)×$\frac{1}{2}$=500万円
◎1,000円未満端数切捨て

所得税額は　500万円×20%−42万7,500円=57万2,500円

所得税及び復興特別所得税の額は　57万2,500円+57万2,500円×2.1%=58万4,522円
◎1円未満端数切捨て

注:このほかに住民税として、50万円が特別徴収されます。

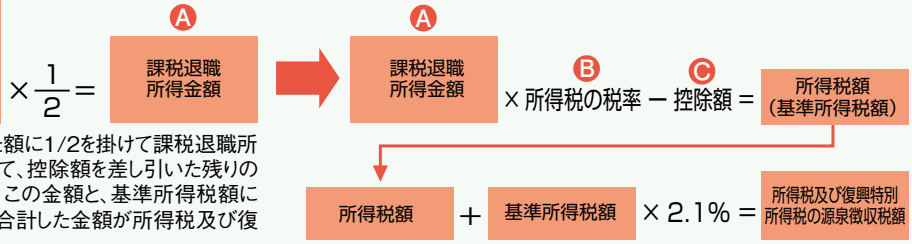

注:役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります。

◇退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数−20年)

注1:勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。
注2:上記の算式によって計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円になります。
注3:障害者となったことに直接基因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

◇平成29年分所得税の税額表〔求める税額 = Ⓐ×Ⓑ−Ⓒ〕

Ⓐ課税退職所得金額	Ⓑ税率	Ⓒ控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

注:ここで算出した所得税額については、端数処理は行いません。

源泉徴収と確定申告

- 退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了(分離課税)しますので、原則として確定申告をする必要はありません。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

死亡により相続人などが受け取る退職金

- 被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税及び復興特別所得税の課税対象にはなりません。
- 相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、〔500万円×法定相続人の数〕を超えた部分です。

→P39「財産を相続したとき」参照

高齢者と税（年金と税）

高齢者には
どんな配慮が
されているの？

年金収入の所得計算、所得控除の増額

65歳以上の方は、公的年金等の最低控除額が多くなっています。
高齢者を扶養している方は、配偶者控除や扶養控除の額が増額されます。

高齢者本人が受けられる特例

- 年金収入は、通常、雑所得となります。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
- 公的年金等控除額は、受給者の年齢が65歳以上かどうかで異なります。

年金等に係る雑所得の計算方法

◇公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超　130万円未満	収入金額－　70万円
	130万円以上　410万円未満	収入金額×0.75－　37万5千円
	410万円以上　770万円未満	収入金額×0.85－　78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95－155万5千円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超　330万円未満	収入金額－　120万円
	330万円以上　410万円未満	収入金額×0.75－　37万5千円
	410万円以上　770万円未満	収入金額×0.85－　78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95－155万5千円

注:平成29年分の所得税については、65歳未満の方とは昭和28年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和28年1月1日以前に生まれた方になります。

◇公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

（収入金額）　（必要経費）

公的年金等以外の年金の収入金額＋剰余金や割戻金 － 公的年金等以外の年金の収入金額 × 保険料又は掛金の総額 ／ 年金の支払総額又は支払総額の見込み額 ＝ 雑所得の金額

注:個人住民税を算出する際の年金等に係る雑所得の計算方法も同様になります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

〈公的年金等〉

① 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金
② 恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
③ 確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金

など

〈公的年金等以外の年金〉

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

高齢者を扶養している方が受けられる特例

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上（平成29年分の所得税については、昭和23年1月1日以前に生まれた方）の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。

① 配偶者控除
通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。

② 扶養控除
通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。
なお、納税者又はその配偶者が、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居しているときの控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。

源泉徴収と確定申告

一定の金額（65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円）を超える公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金を受け取るときは、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票（原本）の添付が必要となります。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

注1:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
→P7「確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合①～⑤」参照
注2:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

障害者と税

障害者には
どんな配慮が
されているの?

障害者本人が受けられる特例

障害のある方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けられます。

所得税の障害者控除

納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者のときは40万円）が所得金額から差し引かれます。

相続税の障害者控除

相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

→P39「財産を相続したとき」参照

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

- 地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。
- この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

特定障害者に対する贈与税の非課税

- 特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。
- この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

※特定障害者とは、①特別障害者及び②障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

少額貯蓄の利子等の非課税

- 身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。
- マル優、特別マル優を利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認を受ける必要があります。

◇非課税となる預貯金等及び必要な確認書類

非課税制度を利用できる方	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	必要な確認書類
障害者	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円	①手帳・証書等 ②マイナンバーカード等
遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）			①証書等 ②妻である事を証する書類 ③マイナンバーカード等
児童扶養手当を受けている方（児童の母）	利付国債、公募地方債（特別マル優）	350万円	①証書等 ②母である事を証する書類 ③マイナンバーカード等

◇障害者本人が受けられる特例

特例の区分	障害者	特別障害者
所得税の障害者控除	27万円を控除	40万円を控除
相続税の障害者控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除
贈与税の非課税	精神に障害がある方については、信託受益権の価額のうち3,000万円まで→非課税	精神に障害がある方については、信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税（所得税） 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税（相続税・贈与税）	
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税（所得税）	

障害者を
扶養している
場合はどうなの?

障害者を扶養している方が受けられる特例

障害者である親族を扶養している方は、所得税の障害者控除を受けられます。

所得税の障害者控除

控除対象配偶者又は扶養親族が障害者のときは、障害者控除として1人当たり27万円(特別障害者のときは1人当たり40万円)が所得金額から差し引かれます。

特別障害者と同居している場合

控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、障害者控除として1人当たり75万円が所得金額から差し引かれます。

◇障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除額

区　分	控　除　額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円

障害者とは

障害者とは、次に掲げるような心身に障害のある人です。

〈イ〉精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人(特別障害者となります。)

〈ロ〉精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人(重度の知的障害者と判定された人は特別障害者となります。)

〈ハ〉精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(障害等級が1級と記載されている人は特別障害者となります。)

〈ニ〉身体障害者手帳に身体障害者として記載されている人(障害の程度が1級又は2級と記載されている人は特別障害者となります。)

〈ホ〉戦傷病者手帳の交付を受けている人(障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までと記載されている人は特別障害者となります。)

〈ヘ〉原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人(特別障害者となります。)

〈ト〉いつも病床についていて、複雑な介護を受けなければならない人(特別障害者となります。)

〈チ〉精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人に準ずるものとして市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人(〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人のうち特別障害者となる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は特別障害者となります。)

障害者を雇用して
いるのですが…

障害者を雇用している事業者の特例

障害者である方を雇用している事業者は、一定の要件を満たしていれば、減価償却費について割増償却が認められます。

減価償却費について認められる割増償却

青色申告をしている個人事業者や法人で、総従業員数のうち一定以上の人数の一定の障害者を雇っているなどの要件を満たすときは、一定の機械装置や工場用の建物等の減価償却費の計算について割増償却が認められます。

医療費を支払ったとき

医療費控除（従来の医療費控除）

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

●あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。
●1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。
●従来の医療費控除の適用を受けることを選択した方は、セルフメディケーション税制を受けることはできません。
→P16「医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」参照

◎医療費控除額の計算方法

その年中に支払った医療費	－	保険金などで補填される金額	－	10万円又は所得金額の5%（どちらか少ない額）	＝	医療費控除額（最高200万円）

注:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

●医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
●その際、医療費の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書を、確定申告書の提出の際に添付する必要があります。
注1:平成29年分の確定申告書を平成29年12月31日以前に提出する場合や平成28年分以前の確定申告書を提出する場合は、医師などが発行した領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
注2:平成31年分までの確定申告については、医療費の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付に代えて、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。
注3:注1及び注2の場合において、後日、医療費の領収書が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示（申告書を送付される場合には、医療費の領収書の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）してください。
●医療費の明細書を添付する場合、確定申告期限等から5年間は、税務署長から医療費の領収書（★）の提示又は提出を求められたとき、この領収書を提示又は提出する必要があります。
★確定申告書の提出の際に添付した医療費通知書に係る領収書は除きます。

◇医療費控除の対象となる医療費
病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
●医師、歯科医師による診療や治療の対価 ●治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ●助産師による分べんの介助の対価 ●医師等による一定の特定保健指導の対価 ●介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	●医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費　・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費　・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ●介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	●容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ●健康診断の費用 ●タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） ●自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ●治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡等の購入の費用
●保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	●左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	●親族に支払う療養上の世話の対価
●治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	●かぜの治療のために使用した一般的な医療品の購入費用 ●医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	●疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用（疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。）
●病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	●病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	●親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1:人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2:おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

●介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価についての医療費控除の取扱いは、国税庁ホームページをご覧ください。

◇保険金などで補塡される金額

① **生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補塡を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など**

② **社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金**
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など

③ **医療費の補塡を目的として支払を受ける損害賠償金**

④ **任意の互助組織から医療費の補塡を目的として支払を受ける給付金**

注1:保険金などで補塡される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2:保険金などで補塡される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補塡される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補塡される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続により訂正することになります。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

特定の医薬品を購入したときは、確定申告を行うことで所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

●あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組(※)を行っており、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費があるときは、次の算式によって計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

※一定の取組とは、人間ドックやインフルエンザの予防接種など法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組をいいます。

●1月1日から12月31日までに実際に支払った医薬品購入費に限って控除の対象となります。

●セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した方は、従来の医療費控除を受けることはできません。

→P15「医療費控除(従来の医療費控除)」参照

◎セルフメディケーション税制に係る医療費控除額の計算方法

その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費	−	保険金などで補塡される金額	−	12,000円	=	セルフメディケーション税制に係る医療費控除額(最高8万8千円)

注:医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

●セルフメディケーション税制に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

●その際、医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付する必要があります。

注1:平成29年分の確定申告書を平成29年12月31日以前に提出する場合は、医薬品購入費の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

注2:平成31年分までの確定申告については、医薬品購入費の明細書の添付に代えて、医薬品購入費の領収書の添付又は提示によることもできます。

●確定申告期限等から5年間は、税務署長から医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求められたとき、この領収書を提示又は提出する必要があります。

●また、セルフメディケーション税制の適用を受ける方がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

◇**セルフメディケーション税制の対象となる特定一般用医薬品等購入費**

●一般用医薬品等(新医薬品に該当するもの及び人の身体に直接使用されることのないものを除きます。)のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定めるもの(いわゆるスイッチOTC薬)の購入の対価をいいます。

●セルフメディケーション税制の対象とされるスイッチOTC薬の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページ(www.mhlw.go.jp)をご覧ください。

●なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

保険と税

支払った保険料は
控除できるの?

保険料を支払ったときの控除

生命保険料や地震保険料を支払ったときは、所得金額から控除されます。

生命保険などの保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、地震保険料を支払うと「地震保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに一定額が所得金額から差し引かれます。

生命保険料控除

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。
- 保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

◎生命保険料控除の概要

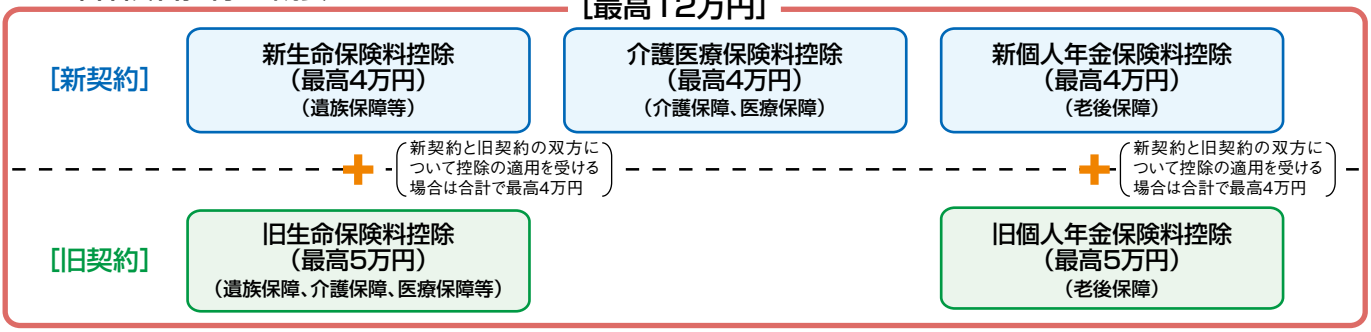

①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ右の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控　除　額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超　40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超　80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ右の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

注:いわゆる第三分野とされる保険(医療保険や介護保険)の保険料も、旧生命保険料となります。

年間の支払保険料等	控　除　額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超　50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超　100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新(旧)生命保険料又は新(旧)個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、右のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控　除　額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高4万円)

④生命保険料控除額

①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。

なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

地震保険料控除

その年に支払った保険料の金額に応じて、次により計算した金額が控除額となります。

区分	年間の支払保険料の合計	控　除　額
①地震保険料	50,000円以下	支払金額
	50,000円超	一律50,000円
②旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額
	10,000円超　20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	一律15,000円
①･②両方がある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

注:平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、平成18年度の税制改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額を地震保険料控除に含めることができます。

〈控除を受けるための手続〉

●確定申告で生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合は、保険料控除に関する証明書（旧生命保険料に係るもので１契約9,000円以下のものを除きます。）を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要となります。

●給与所得者の場合は、勤務先に所定の手続をしておけば、年末調整で控除を受けることができます。

保険金を
受け取った場合は
どうなるの?

保険金を受け取ったときの税金

生命保険や損害保険の保険金は、保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なります。

生命保険

●生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。

●夫婦の関係でみると、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得（※）
②	夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	（契約者）妻	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税（生命保険契約に関する権利）
④	妻	夫	夫	満期 妻の死亡	夫の一時所得（※）

※一時所得の場合の課税所得金額の計算式

$\{(保険金－支払保険料)－50万円\}\times\frac{1}{2}$

●一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

●年金方式で保険金を受け取った場合は、その年ごとの雑所得として所得税及び復興特別所得税がかかります。

注:相続等に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税等の課税対象となった部分については、所得税及び復興特別所得税は課税されません。

損害保険

損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害･疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されません。

しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入（売上げ）になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

配当金等を受け取ったとき

契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。

また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。

寄附金を支出したとき

寄附をすると税金が
戻ってくると
聞いたのですが…

個人が支出した寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

●個人が特定寄附金を支出したときは、寄附金控除として所得金額から差し引かれます。
●個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金又は個人が支出した認定NPO法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金については、①寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか、②寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

①寄附金控除（所得控除）

寄附金控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額	－	2千円	＝	寄附金控除額

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

②寄附金特別控除（税額控除）

(i)政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額	－ 2千円	×30%＝	政党等寄附金特別控除額

◎100円未満の端数切捨て

(ii)認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額	－ 2千円	×40% ＝	認定NPO法人等寄附金特別控除額

◎100円未満の端数切捨て

(iii)公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金（一定の要件を満たすもの）の額の合計額	－ 2千円	×40% ＝	公益社団法人等寄附金特別控除額

◎100円未満の端数切捨て

注1:(i)～(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。
注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。
(ii)及び(iii)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。
注3:上記①及び②の算式中の2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除（税額控除）とを合わせた金額です。

〈控除を受けるための手続〉

●寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
●政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を申告書に添付する必要があります。
注:確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第速やかに所轄税務署に提出します。
●一定の特定公益増進法人に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。
注:寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるときは、上記書類を申告書に添付する必要があります。
●その他の寄附については、寄附した団体等から寄附金の受領証などの交付を受けて、申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

〈特定寄附金とは〉

① 国又は地方公共団体に対する寄附金
注:学校の入学に関して寄附するものは除きます。
次の②及び③においても同じです。
② 指定寄附金
公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの
③ 特定公益増進法人に対する寄附金
公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭
⑤ 認定NPO法人等（※）に対する寄附金
特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたものなど（認定NPO法人等）に対する寄附金で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの
※「認定NPO法人等」とは、所轄庁の認定を受けた認定NPO法人（特例認定を受けた特例認定NPO法人を含みます。）又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ（www.npo-homepage.go.jp）をご覧ください。
注:認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。
⑥ 政治活動に関する寄附金
個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの
（1）政党、（2）政治資金団体、（3）その他の政治団体で一定のもの、（4）一定の公職の候補者
⑦ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額など

〈参考〉個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、住民税（翌年度）において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、原則として所得税及び復興特別所得税の確定申告又は住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。

注1:住民税の控除を受けるために、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行った場合は所得税の寄附金控除は受けられませんので、ご注意ください。

注2:確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附）を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

法人が寄附をした場合はどうなるの?

法人が支出した寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

●法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

①一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

◎計算例　資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$1,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 10\text{万円}$$

注:所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

●法人が支出した寄附金のうちに②～⑤の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

②国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

③特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1)特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2)特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

注:特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

④特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭は寄附金とみなされ、そのうち一定の要件を満たすもの（認定特定公益信託）は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

⑤認定NPO法人等に対する寄附金

認定NPO法人等に対する寄附金（指定寄附金に該当するものを除きます。）は、③の寄附金に含めて損金算入額を計算します。

注:認定NPO法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

〈損金算入するための手続〉

上記②～⑤の寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書など所定の書類を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

〈参考〉法人住民税及び法人事業税における寄附金税額控除について（企業版ふるさと納税）

法人が地域再生法における認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、法人住民税及び法人事業税において税額控除を受けることができます。

また、法人住民税からの控除税額が一定の金額に満たない場合、青色申告書を提出する法人については、法人税の確定申告書等に所定の書類を添付し、所定の書類を保存することにより法人税において税額控除を受けることができます。

詳しくは、事務所又は事業所が所在する都道府県・市町村の窓口にお尋ねください。

◇所得税と法人税の寄附金税制の比較（主なもの）

区　分	所　得　税	法　人　税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、一定の金額を所得控除 ［公益社団法人等、認定NPO法人等又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。］	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		
特定公益増進法人に対する寄附金		一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定NPO法人等に対する寄附金（※）		
政治活動に関する寄附金		損金算入限度額の範囲内で損金算入
一般の寄附金（上記以外）	所得控除されない	

※認定NPO法人等に対する寄附金については、上記⑤の注をご覧ください。

災害等にあったとき

期限までに申告や納付ができないときはどうすればいいですか?

申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

申告などの期限の延長

●災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
●これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。

① 地域指定
災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告・納付などをすればよいことになります。

② 個別指定
所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長できます。

●届出書や申請書等の提出期限も同様に延長することができます。
●申告等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができますので、災害による被害を受けた方は、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

納税証明書の手数料について

災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。

納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって次のとおり納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
〈イ〉損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内
〈ロ〉所得税及び復興特別所得税の予定納税や法人税・地方法人税・消費税の中間申告分	確定申告書の提出期限まで

注:〈イ〉、〈ロ〉とも災害のやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することができないと認められる国税	原則として1年以内

確定申告をする前に納期限が来るものはどうなりますか?

予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後に納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。

予定納税の減額				給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日～6月30日	6月30日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として7月15日までに第1期分及び第2期分の減額を申請してください。	災害減免法 左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について徴収猶予を受けることができます。 〈手続〉 ●徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください(※)。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名あて人は、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長としてください。)。 ●還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地の所轄税務署長に提出してください。
		7月1日～10月31日	10月31日の現況によって、その年の所得金額と税額を見積もり、原則として11月15日までに第2期分の減額を申請してください。	
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。 〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること			

注:相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害にあったら、税金面での配慮はあるのですか?

所得税の全部又は一部の軽減(確定申告)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法(雑損控除)	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要となります。)	
控除額の計算又は所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の〈イ〉又は〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉損害金額(※2)−所得金額の10分の1 〈ロ〉損害金額(※2)のうちの災害関連支出の金額−5万円 注:「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その他の事項	●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ●雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間(※3)繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ●災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります(※4)。	●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 ●この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載する必要があります。	

※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補塡される金額を控除した金額をいいます。
※3 東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。
※4 東日本大震災に関連する①から③までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したものも対象とみなされます。

〈平成29年分による比較例〉

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

注1:子供は16歳以上で、そのうち1人が19〜22歳の場合です。
注2:災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。
注3:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	所得税法(雑損控除)適用による所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

災害により住宅用家屋が被害を受けた場合、適用される措置はあるのですか?

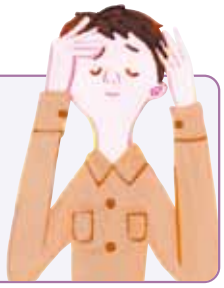

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

住宅ローン等で住宅用家屋の新築等をした場合には、一定の要件を満たすことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(詳しくは、P27「マイホームを持ったとき①」をご参照ください。)が、災害により住宅用家屋が被害を受けた場合には、以下の特例の適用を受けることができます。

適用期間の特例

●災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋(以下「従前家屋」といいます。)については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます(その従前家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除きます。)。

●適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

重複適用の特例

●被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を重複して適用することができます。

●重複適用の特例を受けるためには、従前家屋について、その事実を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

・従前家屋の被害の状況等を証する書類(り災証明書)(写し可)

・従前家屋の登記事項証明書(滅失した住宅については、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)(原本)

注:東日本大震災により被害を受けた方でP29「マイホームを持ったとき①」の⑦住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合は、その添付が重複する書類については、いずれか一の書類を添付することで差し支えありません。

●重複適用の特例を受ける場合には、それぞれの控除額の限度額のうち最も高い金額が控除限度額となります(東日本大震災に係る重複適用の特例を受ける場合には、それぞれの控除額の合計額が控除限度額となります。)。

住宅取得の際の贈与税に関する特例措置

住宅取得の際の贈与税の特例(詳しくは、P37「住宅取得の際の贈与税の特例」をご参照ください。)について、災害によって住宅用の家屋に被害を受けた場合には、次のとおり、その適用要件が緩和され、その特例の適用を受けることができます。

①住宅用の家屋の新築等をした人が、その家屋が災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。)したため、その家屋に居住できなかったときには、居住要件が免除され、住宅取得の際の贈与税の特例の適用を受けることができます。

②住宅用の家屋の新築等をする人が、災害に基因するやむを得ない事情により、その家屋の新築等が取得期限(贈与を受けた年の翌年3月15日)までにできなかったとき又はその家屋に居住期限(贈与を受けた年の翌年12月31日)までに居住できなかったときには、それぞれの期限が1年延長され、住宅取得の際の贈与税の特例の適用を受けることができます。

財形住宅(年金)貯蓄やジュニアNISAについても特例があります

財形住宅(年金)貯蓄やジュニアNISAを行っている方が居住する家屋で、その方又はその方と生計を一にする親族の方が所有するものが災害等により全半壊などの被害を受けた場合には、以下の特例があります。

●財形住宅(年金)貯蓄

①財形住宅(年金)貯蓄を払い出す場合において、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受け、その確認書を金融機関等に提出したものについては、当該財形住宅(年金)貯蓄に係る利子等について課税されません。

注1:確認書の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出る必要があります。

注2:その災害等が生じた日から1年以内に払出しが行われる必要があります。

②平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、財形住宅(年金)貯蓄の払出しを行ったことにより、その財形住宅(年金)貯蓄に係る利子等について徴収された所得税等の額がある場合には、所轄税務署長に対して請求することにより、その徴収された所得税額について還付を受けることができます。

注:平成30年3月31日までに請求したものに限ります。

●ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)

未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払出制限期間において払い出す場合で、所轄税務署長からその災害等により被害を受けたことに係る確認書の交付を受け、その確認書を金融機関等に提出したものについては、それまでに未成年者口座において生じた所得について所得税等が課税されません。

注1:確認書の交付を受けるためにはその災害等が生じた日から11か月以内に所轄税務署長に申し出る必要があります。

注2:その災害等が生じた日から1年以内に金融機関等に当該確認書を提出する必要があります。

法人税関係の措置はあるのですか?

災害により被害を受けた場合の法人税の特例

災害により生じた損失の額は、その損失が生じた日の属する事業年度の損金の額に算入されます。また、確定申告や中間申告を行うことで、過去に納めた法人税や源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

●災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日から1年(青色申告書の場合には2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

注:災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額をいいます。

〈確定申告で繰戻しを請求する場合のイメージ図〉

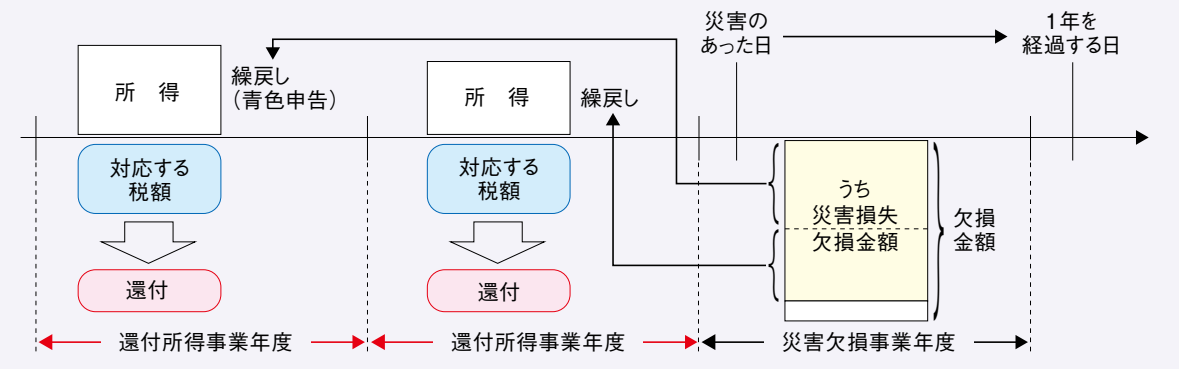

災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

●災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。

注:災害損失金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額をいいます。

被災代替資産等の特別償却

●特定非常災害として指定された災害については、発生日から同日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。

消費税関係の措置はあるのですか?

災害等が生じたことによる簡易課税制度の適用(不適用)に関する特例について

災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、税務署長の承認を受けることにより、当該災害等の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

災害に関する税制上の措置について

●このほかにも災害に関する税制上の措置がありますので、詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設ページ「災害(地震・風水害・雪害等)により被害を受けた皆さまへ」をご覧ください。

●法人税、所得税の措置に限らず、登録免許税や印紙税の措置など、掲載されている措置以外も活用できる場合があります。

●ご質問・ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

株式・配当・利子と税

株を売ったのですが、
税金はどうなりますか?

株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となりますが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続が異なります。

- 「株式等」とは、株式、投資信託、公社債などをいいます。
- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要となり、上場株式等（上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債など）の譲渡益と一般株式等（上場株式等以外の株式等）の譲渡益をそれぞれ他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等を通じた上場株式等の取引には、「一般口座」、「特定口座」、「非課税口座（NISA）」及び「未成年者口座（ジュニアNISA）」での取引があります。

◎株式等の譲渡益に係る所得税額（住民税額）の計算方法

譲渡価額－（取得費＋委託手数料等）＝ 譲渡益

譲渡益×所得税15%（ほかに住民税5%）
＝ 所得税額（住民税額）

注1:2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合の「取得費」は、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

注2:確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

特定口座

- 金融商品取引業者等に「特定口座」を開設している場合は、この特定口座での取引については、「源泉徴収口座」か「簡易申告口座」を選択することができます。
- 「簡易申告口座」の場合は、金融商品取引業者等から送付される特定口座年間取引報告書により簡易に申告することができます。
- 「源泉徴収口座」の場合は、さらに、その口座内における譲渡益について、申告不要を選択することができます。

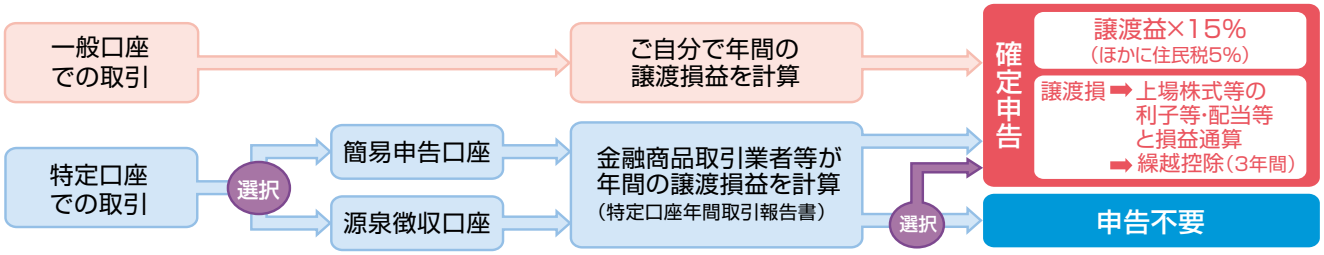

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 平成28年分以後の各年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。
  また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。
  注:上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等（配当所得）については、申告分離課税を選択したものに限ります。
- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。
  また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

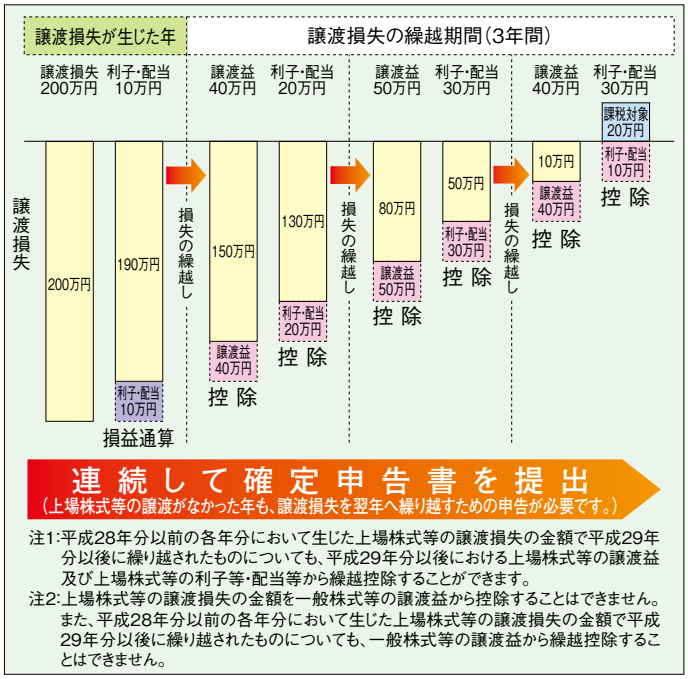

注1:平成28年分以前の各年分において生じた上場株式等の譲渡損失の金額で平成29年分以後に繰り越されたものについても、平成29年分以後における上場株式等の譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。

注2:上場株式等の譲渡損失の金額を一般株式等の譲渡益から控除することはできません。また、平成28年分以前の各年分において生じた上場株式等の譲渡損失の金額で平成29年分以後に繰り越されたものについても、一般株式等の譲渡益から繰越控除することはできません。

NISA及びジュニアNISA

◇NISA及びジュニアNISAの概要

	NISA		ジュニアNISA
	非課税管理勘定	累積投資勘定	
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益		未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等		口座開設の年の1月1日において20歳未満又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間	平成30年1月1日から平成49年12月31日までの20年間	平成28年4月1日から平成35年12月31日までの8年間
非課税期間	最長5年間、途中売却可(売却部分の枠は再利用不可)	最長20年間、途中売却可(売却部分の枠は再利用不可)	最長5年間、途中売却可(売却部分の枠は再利用不可)
毎年の投資上限額	120万円 ※未使用枠は翌年以降繰越不可	40万円 ※未使用枠は翌年以降繰越不可	80万円 ※未使用枠は翌年以降繰越不可
非課税投資額	最大600万円 (120万円×5年間)	最大800万円 (40万円×20年間)	最大400万円 (80万円×5年間)
投資方法	制限なし	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
払出制限	制限なし		その年の3月31日において18歳である年(基準年)の前年12月31日までは、原則として払出しは不可

注1:制度の適用を受けるためには、事前に金融商品取引業者等に非課税口座や未成年者口座などを開設する必要があります。
注2:公社債や公社債投資信託を非課税口座及び未成年者口座に受け入れることはできません。

利子等・配当等の課税関係

預貯金の利子は申告不要です。株式の配当や特定公社債の利子は確定申告することが原則ですが、確定申告不要制度を選択することができます。

預貯金等の利子等に対する税金

預貯金、特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、その収入に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり、確定申告することはできません。

注1:「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
注2:国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要となります。

株式等(上記の特定公社債以外の公社債などを除きます。)の利子等・配当等に対する税金

●次の区分に応じ、利子等や配当等の収入に以下の税率を掛けた金額が源泉徴収されます。
①上場株式等の利子等・配当等　20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率
②一般株式等の配当等　20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の税率

●株式等の利子等・配当等は、原則として確定申告が必要となりますが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

①確定申告
〈総合課税〉株式等の配当等は、配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税及び復興特別所得税を精算します。その際、配当控除を適用することができます。
〈申告分離課税〉株式等の配当等のうち上場株式等に係るものについては、総合課税でなく、申告分離課税を選択することができます。ただし、配当控除の適用はありません。また、特定公社債等の利子等については、申告分離課税のみとなります。申告分離課税の場合、税率は所得税15%(ほかに住民税5%)となります。

注1:所得税と併せて復興特別所得税がかかります。
注2:特定口座(源泉徴収口座)に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに、同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。
注3:申告する上場株式等の配当等(配当所得)の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

②確定申告不要制度
次の区分に応じ、次の場合は申告不要とすることができます。
・上場株式等の利子等・配当等　大口株主が支払を受ける配当等以外の場合
・一般株式等の配当等　1銘柄について1回に支払を受けるべき配当等の金額が、次により計算した金額以下である少額配当等の場合
10万円×配当計算期間の月数(最高12か月)÷12

注1:「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。
注2:住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

マイホームを持ったとき①

いわゆる
住宅ローン控除に
ついて知りたい
のですが…

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

●住宅ローン等を利用してマイホームの新築、購入、増改築等（以下「新築等」といいます。）をして、平成29年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、その新築等の内容に応じ、次の①から④のいずれかの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けることができます。

●入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など）を適用するときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P33「土地や建物を売ったとき」参照

●マイホームの新築等について、住宅特定改修特別税額控除又は認定住宅新築等特別税額控除を受けるときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P31・32「マイホームを持ったとき①」参照

●マイホームの新築等に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金等をいいます。）の交付を受けるときは、その新築等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。

●災害によって被害を受けたことにより、マイホームを居住の用に供することができなくなった場合で一定の要件を満たすときは、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
→P21「災害等にあったとき」参照

〈控除を受けるための手続〉

この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。
ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

◎控除額の算出方法
（平成29年中に居住の用に供した場合）

①住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は10年間です。

住宅ローン等の年末残高（最高4,000万円※）× 1% ＝ 控除額（最高40万円※）
◎100円未満の端数切捨て

②認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

住宅ローン等の年末残高（最高5,000万円※）× 1% ＝ 控除額（最高50万円※）
◎100円未満の端数切捨て

③住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

住宅ローン等の年末残高（最高5,000万円）×1.2% ＝ 控除額（最高60万円）
◎100円未満の端数切捨て

注：この特例は、マイホームが東日本大震災により被害を受け、居住の用に供することができなくなり、かつ、新たに住宅ローン等を利用してマイホームを新築等をするなど、一定の要件を満たす場合に適用できます。

④特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は5年間です。

特定の住宅ローン等の年末残高（最高250万円※）……Ⓐ

Ⓐ× 2% ＋（住宅ローン等の年末残高（最高1,000万円）－Ⓐ）× 1 % ＝ 控除額（最高12.5万円※）
◎100円未満の端数切捨て

注：Ⓐは、バリアフリー改修工事、特定の省エネ改修工事、特定の耐久性向上改修工事（特定の省エネ改修工事と併せて行うものに限ります。）及び三世代同居改修工事の工事費用の合計額（工事費用に関して補助金等の交付を受ける場合には、その金額を差し引きます。）に係る住宅ローン等の年末残高です。

※「特定取得」に該当する場合（④のうち三世代同居改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合を除きます。）の限度額です。
「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

注1：住宅ローン等とは、家屋の新築等に係るローン等及びそれらとともにする敷地等の購入に係るローン等で一定のものをいいます。

注2：敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築等に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

注3：住宅ローン等の年末残高は、その新築等の対価の額又は費用の額が限度になります。

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類（マイホームの新築等をして、平成29年中に居住の用に供した場合）

	要　件	必要な添付書類
①新築住宅	〈イ〉住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること 〈ロ〉家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること 〈ハ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ニ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ホ〉民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること 〈ヘ〉住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ト〉認定住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅であることが右記〈E〉の書類により証明されたものであること	〈A〉（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書 〈B〉次の書類などで、家屋の取得年月日・床面積・取得価額などを明らかにするもの ⓐ家屋の登記事項証明書（原本） ⓑ請負契約書の写しや売買契約書の写し ⓒ交付を受ける補助金等の額を証する書類 〈C〉住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 〈D〉住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、次の書類などで、その敷地等の取得年月日・取得価額などを明らかにするもの ⓐ敷地等の登記事項証明書（原本） ⓑ敷地等の分譲に係る契約書の写し 〈E〉認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、上記〈A〉から〈D〉のほか、認定住宅であることを証明する次の書類 ⓐ認定長期優良住宅の場合　長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書（写し可）又は認定長期優良住宅建築証明書 ⓑ低炭素建築物の場合　低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書（写し可）又は認定低炭素住宅建築証明書 ⓒ低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合　住宅用家屋証明書（特定建築物用）
②中古住宅	〈イ〉建築後使用されたことがある家屋であること 〈ロ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること 〈ハ〉次のいずれかに当てはまる家屋であること (a)その家屋の建築された日から取得の日までの期間が20年（マンション等の耐火建築物については25年）以内であること (b)取得の日前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの（耐震住宅）であること (c)(a)又は(b)以外の家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて申請をし、かつ、居住日までにその耐震改修により家屋が(b)の基準に適合することにつき証明がされたもの（要耐震改修住宅）であること	〈A〉①の〈A〉～〈D〉の書類 〈B〉家屋の登記事項証明書（原本） 〈C〉債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときには、その債務の承継に係る契約書の写し 〈D〉耐震住宅の場合　次のいずれかの書類 ⓐ耐震基準適合証明書（家屋の購入の日前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの） ⓑ登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の写し（家屋の購入の日前2年以内に評価されたもの） ⓒ既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る付保証明書（家屋の購入の日前2年以内に締結されたもの） 〈E〉要耐震改修住宅の場合　耐震改修に係る請負契約書の写し及び次のいずれかの書類 ⓐ建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則別記第5号様式に規定する認定申請書の写し及び耐震基準適合証明書 ⓑ耐震基準適合証明申請書（耐震基準適合証明仮申請書）の写し及び耐震基準適合証明書 ⓒ建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価仮申請書）の写し及び建設住宅性能評価書 ⓓ既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込書及び既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
増改築等 ③住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの増改築等であること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上で、しかも①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること 〈ハ〉次の(a)～(f)のいずれかに当てはまる工事で、その当てはまることについて右記〈C〉の書類により証明がされたものであること (a)増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事 (b)区分所有部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替えの工事 (c)家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替えの工事 (d)地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替え (e)一定のバリアフリー改修工事 (f)一定の省エネ改修工事 〈ニ〉増改築等の工事費用（※）が100万円を超えるものであること 〈ホ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること	〈A〉①の〈A〉・〈C〉の書類 〈B〉次の書類などで、増改築等の年月日・費用・床面積などを明らかにするもの ⓐ家屋の登記事項証明書（原本） ⓑ請負契約書の写し ⓒ交付を受ける補助金等の額を証する書類 〈C〉建築確認済証の写し、検査済証の写し又は増改築等工事証明書 注1:その増改築等が左記〈ハ〉の(b)～(f)のいずれかであるときは、増改築等工事証明書に限ります。 注2:控除の対象となる増改築等をした場合には、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます（④～⑥も同じ）。 「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類（マイホームの新築等をして、平成29年中に居住の用に供した場合）

		要　件	必要な添付書類
増改築等	④住宅借入金等特別控除を受ける場合 バリアフリー改修工事に係る特定増改築等	〈イ〉①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ホ〉及び③の〈イ〉・〈ホ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること 〈ハ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること（独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金の場合は、債務者の死亡時に一括で返済するものを含みます。） 〈ニ〉この控除を受ける方が、次の(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a)50歳以上の方(b)要介護又は要支援の認定を受けている方(c)障害者である方(d)高齢者等（(b)若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。）である親族と同居を常況とする方 〈ホ〉次の(a)～(h)のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて右記〈B〉の増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)廊下の拡幅(b)階段の勾配の緩和(c)浴室改良(d)便所改良(e)手すりの設置(f)屋内の段差の解消(g)引き戸への取替え工事(h)床表面の滑り止め化 〈ヘ〉バリアフリー改修工事の工事費用（※）が50万円を超えるものであること	〈A〉①の〈A〉、〈C〉及び〈D〉並びに③の〈B〉 〈B〉増改築等工事証明書 〈C〉左記〈ニ〉の(b)に当てまはる方、左記〈ニ〉の(d)に当てはまる方のうち(b)に当てはまる親族と同居している方は介護保険の被保険者証の写し 〈D〉補助金等の額を証する書類
	⑤住宅借入金等特別控除を受ける場合 省エネ改修工事に係る特定増改築等	〈イ〉④の〈イ〉・〈ロ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ハ〉次の(a)又は(b)のいずれかに当てはまる工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)省エネ改修工事 (i)全ての居室の全ての窓の改修工事又は(i)と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がることとなるもの (b)特定の省エネ改修工事 ・省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年基準以上となるもの ・(ii)居室の窓の改修工事又は(ii)と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がり、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるもの　など 注:改修後には、改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となることなどが必要です。 〈ニ〉省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事の工事費用（※）が50万円を超えるものであること	〈A〉④の〈A〉・〈B〉の書類 〈B〉補助金等の額を証する書類
	⑥住宅借入金等特別控除を受ける場合 三世代同居改修工事に係る特定増改築等	〈イ〉④の〈イ〉・〈ロ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ハ〉次の(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)調理室を増設する工事(b)浴室を増設する工事 (c)便所を増設する工事(d)玄関を増設する工事 注:改修後には、調理室、浴室、便所、玄関のうち2つ以上が複数になることが必要です。 〈ニ〉三世代同居改修工事の工事費用（※）が50万円を超えるものであること	〈A〉④の〈A〉・〈B〉の書類 〈B〉補助金等の額を証する書類
⑦控除額の特例の適用を受ける場合 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の		〈イ〉従前住宅について、次の要件を満たすこと (a)自己の所有していた家屋でその居住の用に供していた家屋であったこと (b)東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったこと **[新築、取得をした場合]** 〈ロ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件を満たすこと 〈ハ〉従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供する再建住宅であること **[増改築等を行った場合]** 〈ニ〉③の〈イ〉～〈ホ〉の要件を満たすこと 〈ホ〉次の(a)又は(b)の増改築等であること (a)従前住宅（東日本大震災によって自己の所有する家屋が通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったものに限ります。）に対して行う増改築等 (b)従前住宅以外の住宅（再建住宅等）に対して行う増改築等	〈A〉従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと及び住宅の再取得等が新築、取得である場合には従前住宅が居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供されたものであることを明らかにする次の書類等 ⓐ市区町村長の従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可） ⓑ従前住宅の登記事項証明書（滅失した住宅については、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本） ⓒ被災者の住民票の写し（その被害を受けた時及びその後におけるその方の住所を明らかにするものに限ります。） **[新築、取得をした場合]** 〈B〉①の〈A〉～〈D〉の書類 **[増改築等をした場合]** 〈C〉③の〈A〉～〈C〉の書類

※改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引きます。
注:給与所得者の方は、源泉徴収票（原本）も必要となります。

再び居住の用に供した場合

①再び居住の用に供した場合の再適用

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を適用していた方が、平成29年中に勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

②再び居住の用に供した場合の適用

マイホームの新築等をして、平成29年中に居住の用に供した方が、その居住の用に供した日からその年の12月31日までに勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

注1:居住していなかった期間については、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。
注2:再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸していた場合、再び居住の用に供した年の翌年から再適用又は適用ができます。
注3:①、②のいずれも、一定の要件を満たす場合に適用できます。

平成21年1月1日から平成33年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額（特定増改築等に係るものを除きます。）がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。詳しくは、お住まいの市区村町にお尋ねください。

◇①の再適用又は②の適用のための手続と必要な添付書類

①の場合	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 次の書類をその家屋の所在地の所轄税務署に提出します。 〈A〉転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 〈B〉未使用分の「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」（税務署長から交付を受けている方に限ります。） 〈再び居住の用に供したとき〉 次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 〈A〉（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用） 〈B〉住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
②の場合	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 手続は不要です。 〈再び居住の用に供したとき〉 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類（前記参照）のほか、次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 〈A〉（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用） 〈B〉転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

注:給与所得者は、①の再適用又は②の適用を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除が受けられる仕組みになっています。

マイホームを取得するときにはいろいろな税金が関係します

印紙税

マイホームを新築したり購入したりするときに作成する建築請負契約書や不動産売買契約書などには、収入印紙を貼って消印する方法により印紙税を納付しなければなりません。

◇建築請負契約書・不動産売買契約書1通当たりの印紙税額（抜粋）

平成26年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものに適用

契約金額	印紙税額
500万円超～　1,000万円以下	5千円
1,000万円超～　5,000万円以下	1万円
5,000万円超～　1億円以下	3万円
1億円超～　5億円以下	6万円

不動産取得税

土地や建物などを取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。詳しくは、お住まいの都道府県税事務所の窓口にお尋ねください。

登録免許税

土地や建物の所有権の移転等の登記をするときには、登録免許税がかかり、登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額（固定資産税評価額）に次の税率を掛けて計算します。
なお、一定の住宅用家屋の場合は、軽減税率が適用される特例があります。

◇税率

登記の種類・原因		土　地	建　物	住宅用家屋の特例
所有権の移転登記	売　買	1.5%（※1）	2.0%	0.3%（※2）
	贈　与	2.0%		
	相　続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15%（※2）
抵当権の設定登記		0.4%		0.1%（※2）

※1 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける登記について適用されます。
※2 平成32年3月31日までの間に住宅用家屋の新築又は取得をし、その新築又は取得後1年以内に行われる登記について適用されます。

〈住宅用家屋の特例を受けるための要件〉

●新築住宅の場合

① 自分が居住するための家屋であること
② 家屋の床面積（登記面積）が50㎡以上であること
③ 家屋の新築後（取得後）1年以内の登記であること

●中古住宅の場合

上記①～③の要件のほか、家屋が、その取得の日以前20年以内（マンション等の耐火建築物については25年以内）に建築されたものであるか、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合するものであることなど一定の条件を満たすものであることが必要となります。

〈住宅用家屋の特例を受けるための手続〉

登記の申請書に家屋の所在地の市区町村長の証明書（上記要件に当てはまる旨の証明）を添付しなければなりません。登記した後で証明書を提出しても特例は受けられませんので注意してください。

〈参考〉上記の住宅用家屋の特例を受けられる家屋が、次に掲げる住宅に該当する場合には、これらの住宅に該当するものであることなどの一定の証明書類を添付することにより、税率が軽減されます。

1　特定認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものをいいます。）
　所有権の保存登記……0.1%
　所有権の移転登記……0.1%（一戸建てにあっては、0.2%）
2　認定低炭素住宅（都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものをいいます。）
　所有権の保存登記及び移転登記……0.1%
3　特定の増改築等がされた住宅（宅地建物取引業者が、その工事費用の総額が一定額以上であるなどの要件を満たす特定の増改築等をした建築後10年を超える住宅用家屋に該当するものをいいます。）
　所有権の移転登記……0.1%

注:1～3については、平成30年3月31日までの間に受ける登記について適用されます。

マイホームを持ったとき Ⅱ

住宅ローン等を利用しないときにも、受けることができる控除はあるの?

住宅特定改修特別税額控除など

住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除

●マイホームについて、バリアフリー改修工事や一般の省エネ改修工事、三世代同居改修工事、耐久性向上改修工事(住宅耐震改修や一般の省エネ改修工事と併せて行うものに限ります。)をして平成29年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。

●また、マイホームについて、平成29年中に住宅耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときには、住宅耐震改修特別控除を受けることができます。

注:これらの控除の対象となる改修工事をした場合、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます。
「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、
国土交通省ホームページ(www.mlit.go.jp)をご覧ください。

●平成29年中に居住の用に供した場合で、平成26年分から平成28年分までにおいてバリアフリー改修工事に係る住宅特定改修特別税額控除を適用したときは、原則として、平成29年分においてバリアフリー改修工事に係るこの控除を適用することはできません。
また、平成28年分において三世代同居改修工事に係るこの控除を適用したときは、原則として、平成29年分において三世代同居改修工事に係るこの控除を適用することはできません。

●住宅ローン等を利用してこれらの工事を行った場合で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるときは、住宅特定改修特別税額控除は受けられません。

◎控除額の算出方法
(平成29年中に居住の用に供した場合)

住宅耐震改修の標準的な費用 (最高250万円)(※1)	×10%=(A) ◎100円未満の端数切捨て
バリアフリー改修工事の標準的な費用 (最高200万円)(※1)	×10%=(B) ◎100円未満の端数切捨て
一般の省エネ改修工事の標準的な費用 (最高250万円(★))(※1)	×10%=(C) ◎100円未満の端数切捨て
三世代同居改修工事の標準的な費用 (最高250万円)	×10%=(D) ◎100円未満の端数切捨て
住宅耐震改修の標準的な費用 ＋ 耐久性向上改修工事の標準的な費用 (最高250万円)	×10%=(E) ◎100円未満の端数切捨て
一般の省エネ改修工事の標準的な費用 ＋ 耐久性向上改修工事の標準的な費用 (最高250万円(★))	×10%=(F) ◎100円未満の端数切捨て
住宅耐震改修の標準的な費用 ＋ 一般の省エネ改修工事の標準的な費用 ＋ 耐久性向上改修工事の標準的な費用 (最高500万円(★))	×10%=(G) ◎100円未満の端数切捨て

控除額 ＝ (A)+(B)+(C)+(D) / (B)+(D)+{(E)又は(F)} / (B)+(D)+(G) のいずれか

★一般の省エネ改修工事に太陽光発電設備設置工事を含む場合は、各限度額は100万円加算したものとなります。
※1 改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに8%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の限度額です。
※2 改修工事の標準的な費用に関し、補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除します。下表においても同じです。

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類(平成29年中に居住の用に供した場合)

	要　件	手続と必要な添付書類
住宅特定改修特別税額控除	〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること 〈ロ〉改修工事後6か月以内に入居していること 〈ハ〉改修工事をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ニ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ホ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ヘ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用の額が、改修工事の工事費用の総額の2分の1以上であること **[住宅耐震改修についてこの控除を受ける場合]** 〈ト〉昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること 〈チ〉一定の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること 〈リ〉耐震改修工事の標準的な費用が50万円を超えるものであること **[バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合]** 〈ヌ〉この控除を受ける方が、次の(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a)50歳以上の方　(b)要介護又は要支援の認定を受けている方　(c)障害者である方 (d)高齢者等((b)若しくは(c)に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。)である親族と同居を常況とする方 〈ル〉次の(a)～(h)のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)廊下の拡幅　(b)階段の勾配の緩和　(c)浴室改良　(d)便所改良 (e)手すりの設置　(f)屋内の段差の解消　(g)引き戸への取替え工事　(h)床表面の滑り止め化 〈ヲ〉バリアフリー改修工事の標準的な費用が50万円を超えるものであること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 〈A〉住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 〈B〉家屋の登記事項証明書(原本)など家屋の床面積を明らかにする書類 〈C〉増改築等工事証明書 **[バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合]** 〈D〉(左記〈ヌ〉の(b)に当てはまる方、左記〈ヌ〉の(d)に当てはまる方のうち(b)に当てはまる親族と同居している方は、介護保険の被保険者証の写し

	要　件	手続と必要な添付書類
住宅特定改修特別税額控除	**[一般の省エネ改修工事についてこの控除を受ける場合]** 〈ワ〉次の(a)～(d)に当てはまる工事で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)(i)全ての居室の全ての窓の改修工事又は(i)と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱工事 (b)(ii)居室の窓の改修工事又は(ii)と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱工事で、改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がり、改修後の住宅全体の省エネ性能が断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3となるもの　など (c)一定の太陽光発電装置設置工事 (d)一定の太陽熱利用冷温熱装置等の設置工事 注:(a)及び(b)の改修後には、改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上となることなどが必要です。 〈カ〉一般の省エネ改修工事の標準的な費用が50万円を超えるものであること **[三世代同居改修工事についてこの控除を受ける場合]** 〈ヨ〉次の(a)～(d)のいずれかに当てはまる三世代同居改修工事で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)調理室を増設する工事　(b)浴室を増設する工事　(c)便所を増設する工事　(d)玄関を増設する工事 注:改修後には、調理室、浴室、便所、玄関のうち2つ以上が複数になることが必要です。 〈タ〉三世代同居改修工事の標準的な費用が50万円を超えるものであること **[耐久性向上改修工事についてこの控除を受ける場合]** 〈レ〉次の(a)～(f)に当てはまる工事で、その当てはまることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること (a)小屋裏の換気工事　(b)小屋裏点検口の取付工事　(c)外壁の通気構造等工事 (d)浴室又は脱衣室の防水工事　(e)土台の防腐・防蟻工事　(f)外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 (g)床下の防湿工事　(h)床下点検口の取付工事　(i)雨どいの取付工事　(j)地盤の防蟻工事 (k)給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事 〈ソ〉耐久性向上改修工事の標準的な費用が50万円を超えるものであること	
住宅耐震改修特別控除	〈イ〉自己の居住の用に供する家屋の改修工事であること 〈ロ〉昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること 〈ハ〉一定の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修であることについて増改築等工事証明書により証明がされたものであること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 〈A〉住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 〈B〉家屋の登記事項証明書(原本) 〈C〉増改築等工事証明書

注:給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要となります。

認定住宅新築等特別税額控除

●認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅を購入して平成29年中に居住の用に供した場合、認定住宅新築等特別税額控除を受けることができます。

注:控除の対象となる住宅が認定長期優良住宅である場合には、申請により長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」が発行され、控除の対象となる住宅が認定低炭素住宅のうち低炭素建築物である場合には、申請により低炭素建築物新築等計画の「認定通知書」が発行されます。
「認定通知書」や「住宅用家屋証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ(www.mlit.go.jp)をご覧ください。

●入居した年の控除額のうち、その年分の所得税から控除しても控除しきれない額がある場合、翌年分の所得税からその控除しきれない額を控除することができます。

●入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除など)を適用するときは、この控除を受けられません。

→P33「土地や建物を売ったとき」参照

●認定住宅に当てはまるマイホームを住宅ローン等を利用して新築等した場合で住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除を受けられません。

◎控除額の算出方法(平成29年分)

認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用(注)(最高650万円(※)) ×10%= 控除額(最高65万円(※))

◎100円未満の端数切捨て

※認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに8%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の限度額です。

注:認定住宅の構造の区分にかかわらず、床面積1平方メートル当たりの標準的なかかり増し費用の額である43,800円に、その認定住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます。

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類(平成29年中に居住の用に供した場合)

	要　件	手続と必要な添付書類
①入居した年分	〈イ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ロ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ハ〉住宅の取得後6か月以内に自己の居住の用に供していること 〈ニ〉認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の購入であること 〈ホ〉入居した年の所得金額が3,000万円以下であること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときを除きます。)。 〈A〉認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 〈B〉認定住宅の登記事項証明書(原本)や工事請負契約書の写し、売買契約書の写しなどで、認定住宅の新築や購入をしたこと、その新築や購入をした年月日、認定住宅の床面積が50㎡以上であることなどを明らかにするもの 〈C〉認定住宅であることを証明する次の書類 (a)認定長期優良住宅の場合　長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書(写し可)又は認定長期優良住宅建築証明書 (b)低炭素建築物の場合　低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しに加え、住宅用家屋証明書(写し可)又は認定低炭素住宅建築証明書 (c)低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合　住宅用家屋証明書(特定建築物用)
②翌年分	〈イ〉入居した年の翌年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ロ〉入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、入居した年分において①の〈イ〉～〈ホ〉であること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 ①の〈A〉の書類(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、①の〈A〉～〈C〉の書類)

注:給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要となります。

土地や建物を売ったとき

土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの?

土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と区分して計算します。長期譲渡所得か短期譲渡所得かによって、適用する税率が異なります。

- 土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続は、他の所得と一緒に行うことになります。
- 売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。
- 分離課税の譲渡所得の課税対象には、土地のほか、借地権や耕作権など土地の上に存する権利を含みます。また、海外に所在する土地や建物も含みます。

課税譲渡所得金額の計算

- 課税譲渡所得金額は、次の算式により計算します。
- 次の算式で計算した結果、損失が生じても、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損失を控除できる特例があります。

→P34「2マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合」参照

◎課税譲渡所得金額の計算方法

譲渡価額 −(取得費+譲渡費用)− 特別控除額(一定の場合)= 課税譲渡所得金額

譲渡価額	取得費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 →P34「1マイホームを売って、譲渡益がある場合」参照
	課税譲渡所得金額	

税額の計算

- 課税譲渡所得金額に税率を掛けて税額を計算します。
- 税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、右の表のように異なります。
- 土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。
- 例えば、平成29年中に譲渡した場合は、その土地や建物の取得が平成23年12月31日以前であれば「長期譲渡所得」に、平成24年1月1日以後であれば「短期譲渡所得」になります。

◇税率

区　分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

注1:マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。
→P34「②軽減税率の特例」参照

注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

マイホームを
売ったときは
何か特例があるの?

譲渡益や譲渡損失がある場合の特例

マイホームを売って譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。
譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

●自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。
●これらの特例を受ける場合は、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。
●さらに❶又は❷の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、その後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。その上で、これらの特例の適用を受ける年分において控除を受ける金額の明細書のほか、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。
※下表の「特例の適用を受けるために必要な書類」参照

1マイホームを売って、譲渡益がある場合

①3,000万円の特別控除の特例

長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得金額を計算する上で最高3,000万円が控除されます。

$$\underbrace{\text{譲渡価額}-(\text{取得費}+\text{譲渡費用})}_{\text{譲渡所得}}-\underbrace{3{,}000\text{万円}}_{\text{特別控除(※)}}=\text{課税譲渡所得金額}$$

※譲渡所得が3,000万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

②軽減税率の特例

売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、①3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
6,000万円までの部分	10%	4%
6,000万円を超える部分	15%	5%

注:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

③買換え(交換)の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間にマイホームの買換え(交換)をした場合は、譲渡価額が1億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。
ただし、上記①3,000万円の特別控除の特例又は②軽減税率の特例とは、選択適用となっています。

2マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

●売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の❶又は❷により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。
●その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得から繰越控除することができます。

❶新たにマイホームを買換える場合の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間に新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合は、一定の要件の下で、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

❷新たにマイホームを買換えない場合の特例

マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、そのマイホームの譲渡損失(住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。)の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

〈特例の適用要件〉

		❶の特例	❷の特例
売ったマイホームの所有期間		売った年の1月1日現在で5年を超えるもの	
	住宅ローン残高	不　要	必　要
新しいマイホームの取得		必　要	不　要
	住宅ローン残高	必　要	不　要
繰越控除をする年の合計所得金額		3,000万円以下であること	

◇特例の適用を受けるために必要な書類

必要な書類 ＼ 上記の特例		②	③	❶	❷
売った マイホームの	登記事項証明書(原本)	○	○	○	○
	売買契約書の写し		○		
	譲渡資産に係る住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの)				○
取得した マイホームの	登記事項証明書(原本)		○	○	
	住宅借入金等の残高証明書			○	
	耐震基準適合証明書など(建築後25年を超える中古の耐火建築物の場合)		○		

〈参考〉亡くなった人の住まいに係る3,000万円の特別控除の特例(平成28年4月1日から平成31年12月31日までの売却に限ります。)
●亡くなった人が、相続開始の直前に1人で住んでいた家とその敷地を相続した人が、相続開始の日から3年後の12月31日までにその家や敷地を売った場合で、一定の要件を満たすものについては3,000万円の特別控除の特例を適用することができます。

財産をもらったとき

贈与税とは
どのような税ですか?

財産をもらったときの税金

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

●贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

●「相続時精算課税」は、親子間などの贈与で一定の要件(→P36「相続時精算課税」参照)に当てはまる場合に選択できる制度です。

注:会社など法人から財産をもらったときは、一時所得として所得税の課税対象となります。

〈贈与税の申告・納税〉

●贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。

●納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ、納期限(納付すべき日)までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合には利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要となります。

●贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

〈不動産取得税〉

贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。
詳しくは、お住まいの都道府県税事務所の窓口にお尋ねください。

暦年課税とは
どのような
ものですか?

暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

暦年課税の計算

〈計算方法〉

●1年間(1月1日～12月31日)に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額110万円を差し引いた残額(基礎控除後の課税価格)について、次の1又は2の計算方法により下記の贈与税の速算表を基に贈与税額を計算します。

●贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合のその財産に係る贈与税額の計算に当たっては、下記の贈与税の速算表【特例贈与財産用】により計算します。この贈与税の速算表【特例贈与財産用】により贈与税額を計算する財産を「特例贈与財産」といいます。また、その財産に適用される税率を「特例税率」といいます。

●「特例贈与財産」以外の贈与財産については、下記の贈与税の速算表【一般贈与財産用】により贈与税額を計算します。この贈与税の速算表【一般贈与財産用】により贈与税額を計算する財産を「一般贈与財産」といいます。また、その財産に適用される税率を「一般税率」といいます。

◇贈与税の速算表【一般贈与財産用】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	–	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

◇贈与税の速算表【特例贈与財産用】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	–	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

1 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれかのみを取得した場合

［基礎控除後の課税価格］× 税率 － 控除額 ＝ 税額

◎計算例

贈与により一般贈与財産500万円を取得した場合

500万円 － 110万円（基礎控除額） ＝ 390万円（基礎控除後の課税価格）

390万円 × 20%（一般税率） － 25万円（控除額） ＝ 53万円（税額）

贈与により特例贈与財産500万円を取得した場合

500万円 － 110万円（基礎控除額） ＝ 390万円（基礎控除後の課税価格）

390万円 × 15%（特例税率） － 10万円（控除額） ＝ 48万5千円（税額）

2 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産の両方を取得した場合

次の①及び②の合計額（①＋②＝税額）
一般贈与財産に対応する金額：a × （A／C）…①
特例贈与財産に対応する金額：b × （B／C）…②

A:一般贈与財産の価額
B:特例贈与財産の価額
C:合計贈与価額（ A ＋ B ）
（※A、B及びCは、課税価格の基礎に算入される価額）
a:合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額
b:合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

【参考】親族関係

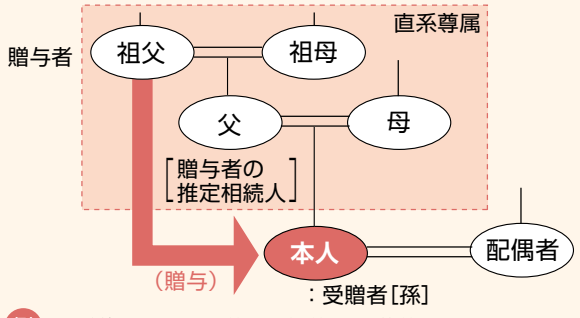

例 直系尊属 ○：・父母、祖父母 ・養父母
×：・兄弟姉妹 ・配偶者の父母 ・伯叔父母

◎計算例

贈与によりⓐ一般贈与財産100万円とⓑ特例贈与財産400万円（合計500万円）を取得した場合

500万円 － 110万円 ＝ 390万円（基礎控除後の課税価格）

ⓐに対応する金額：（390万円 × 20% － 25万円） × （100万円 / 500万円） ＝ 10万6千円 …①

ⓑに対応する金額：（390万円 × 15% － 10万円） × （400万円 / 500万円） ＝ 38万8千円 …②

①＋② ＝ 49万4千円（税額）

〈手続〉

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価格の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格（※）が300万円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

配偶者からの贈与の特例

婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。→P10「配偶者への贈与と配偶者控除」参照

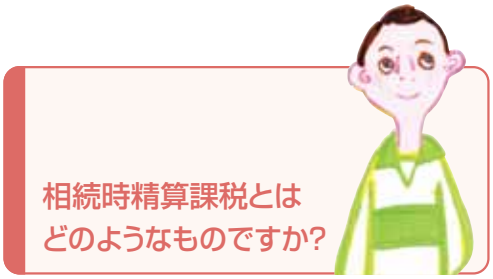

相続時精算課税

贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

相続時精算課税の計算

贈与財産から相続時精算課税の特別控除額を控除した残額に一定の税率を乗じて算出した金額の贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。
相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。
なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

〈対象者等〉

① 贈与者（贈与をする人）は60歳以上の者（父母や祖父母など）
② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

注:年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

〈計算方法〉

受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けた金額を算出し、その合計額が贈与税額となります。

〈手続〉

この制度を選択しようとする受贈者は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して所轄税務署へ提出しなければなりません。
なお、相続時精算課税選択届出書には、受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本など一定の書類を添付して提出してください。

住宅取得の
際の贈与税の特例
について知りたい
のですが

住宅取得の際の贈与税の特例

父母や祖父母など直系尊属から住宅取得のための資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、①住宅取得等資金の非課税と②相続時精算課税選択の特例（①及び②の特例を「住宅取得の際の贈与税の特例」といいます。）の適用を受けることができます。
なお①及び②は重複して適用を受けることができます。

住宅取得等資金の非課税

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合において、一定の要件を満たすときは、次の1又は2の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。
なお、2の表の非課税限度額が適用されるのは、住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」といいます。）に係る契約の締結日が平成31年4月1日から平成33年12月31日までの間で、かつ、住宅用の家屋の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であるときに限られます。

注:平成26年以前に住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方は、原則としてこの非課税の適用を受けることはできません。

1　2以外の場合の非課税限度額

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年 1 月1日から平成32年 3 月31日まで	1,200万円	700万円
平成32年 4 月1日から平成33年 3 月31日まで	1,000万円	500万円
平成33年 4 月1日から平成33年12月31日まで	800万円	300万円

2　消費税等の税率が10%である場合の非課税限度額

住宅用の家屋の種類 ／ 住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日から平成32年 3 月31日まで	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日から平成33年 3 月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日から平成33年12月31日まで	1,200万円	700万円

注1:省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋をいいます。
注2:住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができるのは、平成33年12月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結している場合に限ります。

〈非課税限度額〉

受贈者ごとの非課税限度額は、新築等をする住宅用の家屋の種類ごとに、受贈者が最初にこの特例の適用を受けようとする住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。また、原則として、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。ただし、上記2の表における非課税限度額は、平成31年3月31日までに住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結し、既にこの特例の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合でも、その金額を控除する必要はありません。
なお、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結してこの特例の適用を受ける場合の受贈者ごとの非課税限度額は、上記1及び2の表の金額のうちいずれか多い金額となります。

〈非課税適用者の主な要件〉

イ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
ロ 受贈者は贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること
ハ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を〈特例の対象となる贈与の要件〉を満たす住宅（その敷地の用に供される土地等を含みます。）の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること
ニ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅に居住しているか、又は同日以後遅滞なく居住することが確実であると見込まれること

〈特例の対象となる贈与の要件〉

イ 住宅の新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
ロ 建売住宅又は建築後20年以内（マンション等の耐火建築物の場合は建築後25年以内）の中古住宅若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古住宅の取得の対価に充てるために受ける金銭の贈与
ハ 居住の用に供している住宅の増改築等（一定の修繕又は模様替に該当するものに限ります。）の費用（100万円以上であるものに限ります。）に充てるために受ける金銭の贈与

注1:イ～ハの住宅は日本国内にあり、かつ、床面積（増改築等の場合は増改築後の床面積）が、50㎡以上240㎡以下であることが必要となります。
注2:イの金銭には住宅の新築とともに取得するその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行して取得するその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てるために受ける金銭を含みます。
注3:ロ及びハの金銭にはこれらの住宅の取得又は増改築とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。
注4:ロ以外の中古住宅を取得した場合であっても、その中古住宅に耐震改修を行い、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合されるなど一定の要件を満たすときは、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。この場合、耐震改修を行うことについての申請などの手続（中古住宅の取得前に手続きを行う必要があります。）や耐震基準に適合することについての証明が必要となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

〈手続〉

贈与税の申告期間内に、贈与税の申告書に「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける旨を記載するとともに、受贈者の戸籍の謄本、登記事項証明書（原本）などの一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。

注:省エネ等住宅に該当する場合には、上記に加え、住宅性能証明書などの証明書が必要となります。

相続時精算課税選択の特例

平成29年中に住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、次の要件などを満たせば、贈与者（父母や祖父母など）が60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

〈相続時精算課税選択の特例適用者の主な要件〉

イ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

ロ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を〈特例の対象となる贈与の要件〉を満たす住宅（その敷地の用に供される土地等を含みます。）の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること

ハ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその住宅に居住しているか、又は同日以降遅滞なく居住することが確実であると見込まれること

〈特例の対象となる贈与の要件〉

「住宅取得等資金の非課税」の〈特例の対象となる贈与の要件〉イ、ロ、ハ（注書を含みます。）に該当する必要があります。

ただし、「住宅取得等資金の非課税」の〈特例の対象となる贈与の要件〉注1の家屋の床面積（増改築等の場合は増改築後の面積）については、50㎡以上であることが要件となります。

〈手続〉

贈与税の申告期間内に、贈与税の申告書に「相続時精算課税の選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、登記事項証明書（原本）などの一定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。

教育資金などの
一括贈与の非課税とは
どのような
制度ですか。

贈与税の非課税

教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、一定の金額は非課税となります。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

●平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、祖父母など（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,500万円までが非課税となります。

●孫などが30歳に達した場合などには、教育資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額（学校等以外の者に支払う金銭については500万円を限度とします。）を控除した残額がある場合には、その残額について教育資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

●この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を金融機関等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

注:教育資金及び学校等の範囲に関する情報については、文部科学省ホームページ（www.mext.go.jp）に掲載されています。

祖父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

●平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の孫などが、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との結婚・子育て資金管理契約に基づき、祖父母など（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預け入れをした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,000万円までが非課税となります。

●結婚・子育て資金管理契約期間中に結婚・子育て資金の贈与をした者が死亡した場合には、死亡日における非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額（結婚に際して支払う金銭については300万円を限度とします。）を控除した残額（管理残額といいます。）を、その贈与した者から相続等により取得したこととされ、相続税の申告が必要となる場合があります（P39「財産を相続したとき」参照）。また、贈与をした者が死亡した旨の金融機関等への届出が必要です。

●孫などが50歳に達した場合などには、結婚・子育て資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から結婚・子育て資金として支出した金額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額がある場合には、その残額については結婚・子育て資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

●この非課税の適用を受けるためには、結婚・子育て資金管理契約の際に「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、結婚・子育て資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

注:結婚・子育て資金の範囲等に関する情報については、内閣府ホームページ（www.cao.go.jp）に掲載されています。

財産を相続したとき

相続税って
どのような場合に
かかるの?

財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

① 相続や遺贈によって取得した財産(遺産総額)の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
宅地や建物の評価方法→P40「宅地や建物の評価方法」参照
相続時精算課税→P36「相続時精算課税」参照

② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。

③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。

④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。
注:正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

相続税の計算

① 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。

② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。

③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税→P36「相続時精算課税」参照

④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
→P40「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」参照

◎課税遺産総額の計算

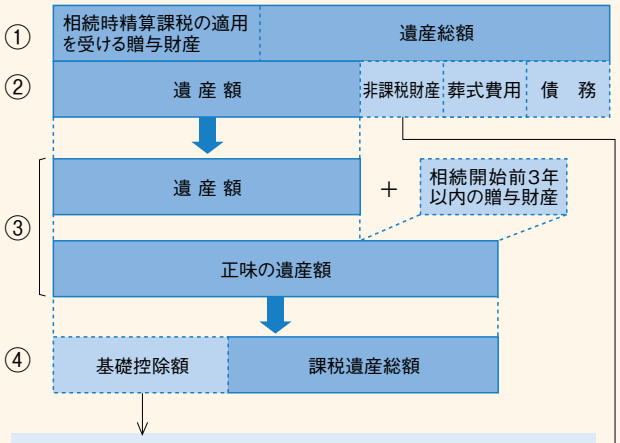

3,000万円+600万円×法定相続人の数=基礎控除額
注:被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人(実子がいないときは2人)までとなります。
「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産
①墓所、仏壇、祭具など
②国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
③生命保険金のうち次の額まで
500万円×法定相続人の数
④死亡退職金のうち次の額まで
500万円×法定相続人の数

◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合

(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)
2億円−(3,000万円+600万円×3)=1億5,200万円

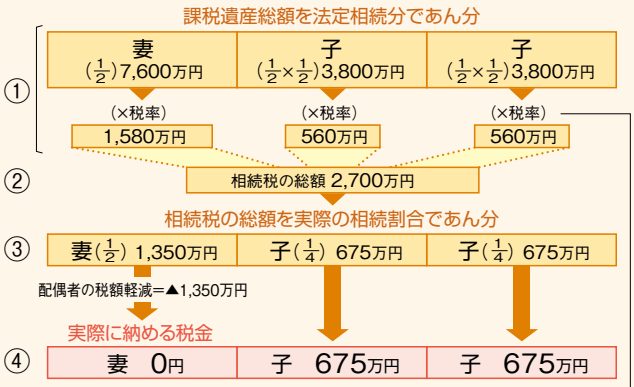

◇法定相続分の主な例

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1(人数分に分ける)
子がいない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1(人数分に分ける)
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1(人数分に分ける)

◇相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税 率	控除額
1,000万円以下	10%	−
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

配偶者の税額軽減（配偶者控除）

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

注：正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、配偶者の税額軽減の対象とはなりません。

→P10「配偶者からの相続と税額軽減（配偶者控除）」参照

税額から控除されるもの

〈未成年者控除〉

相続人が20歳未満の方の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

〈障害者控除〉

相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除されます。

〈暦年課税に係る贈与税額控除〉

正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

〈相続時精算課税に係る贈与税額控除〉

遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

宅地や建物を
相続したらどのように
評価するの？

宅地や建物の評価方法

宅地は路線価等を基に評価します。
建物は固定資産税評価額によって評価します。

相続税や贈与税を計算する場合の宅地や建物の評価方法は、次のとおりです。

宅地

●路線価方式又は倍率方式で評価します。
●路線価及び倍率は、国税庁ホームページで閲覧することができます。

路線価方式：路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額（路線価）を基に計算した金額で評価します。

◎路線価方式による評価額の計算例

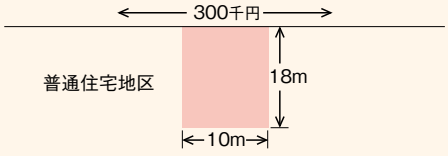

（正面路線価）（奥行価格補正率）（面積）　（評価額）

30万円×1.00×180＝5,400万円

注：普通住宅地区における奥行18mの場合の奥行価格補正率は、1.00です。

倍率方式：路線価の定められていない地域についての評価方式で、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した金額で評価します。

〈小規模宅地の場合〉

亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち一定の事業用の土地の場合は400㎡、一定の居住用の土地の場合には330㎡、一定の貸付用の土地の場合は200㎡までの部分（小規模宅地）については、次の割合が減額されます。

なお、小規模宅地の減額を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

区　分	減額率
居住用・事業用で一定の要件を満たすもの	80%
貸付用で一定の要件を満たすもの	50%

建物

建物の固定資産税評価額によって評価します。

申告と納税

〈相続税の申告・納税〉

相続人は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

注：相続税の納付については、次の場合を除き、各相続人等が相続又は遺贈により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して納付しなければならない義務が課せられています。
①本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に税務署長（国税局長）が、「納付通知書」を発していない場合
②本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
③本来の納税義務者が農地や非上場株式などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

〈延納制度〉

相続税額が10万円を超え、かつ納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により年賦払いによる方法で納めることができます。この場合には、利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要となります。

〈物納制度〉

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、相続した財産（物納適格財産であるなど、一定の要件を満たしたものに限られます。）で納めることができます。

注：延納又は物納をするには、納期限（納付すべき日）までに所轄税務署に申請書及び手続に必要な関係書類を提出し、許可を受ける必要があります。

〈被相続人の所得税・消費税の申告〉

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、被相続人が死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に確定申告をします。

申告と納税

国の税金の
申告と納税って
いつまでに
すればいいの?

申告・納付等の期限

申告及び納付等の期限は各税法により定められています。

国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付することになっています。
これを「申告納税制度」といいます。申告納税制度では、申告をしなければならない人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延滞税」が課される場合がありますので注意してください。

主な国税の申告期限及び納期限等

税金等の種類		申告期限及び納期限等
申告所得税及び復興特別所得税（平成29年分）	予定納税	納期限:第1期分 → 平成29年 7月31日(月) 第2期分 → 平成29年11月30日(木)
	確定申告	申告期限及び納期限:平成30年3月15日(木) 注1:確定申告の相談及び申告書の受付は平成30年2月16日(金)からです。 注2:還付申告は、平成30年2月15日(木)以前でも行えます。 税務署の閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までの日)は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。
贈与税（平成29年分）		申告期間:平成30年2月1日(木)～平成30年3月15日(木) 納期限:平成30年3月15日(木)
消費税及び地方消費税	個人事業者の平成29年分確定申告	申告期限及び納期限:平成30年4月2日(月)
	法人の確定申告	申告期限及び納期限:事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)
	課税期間の短縮を選択している場合	申告期限及び納期限:短縮した各課税期間終了後2か月以内(※1)(※2)
法人税		申告期限及び納期限:事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)
地方法人税		申告期限及び納期限:課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)
源泉所得税及び復興特別所得税	納期の特例の承認を受けていない場合	納期限:源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日(※1)(※3)
	納期の特例の承認を受けている場合(給与など特定の所得に限ります。)	納期限:平成29年1月～6月支払分 → 平成29年7月10日(月) 平成29年7月～12月支払分 → 平成30年1月22日(月)
相続税		申告期限及び納期限:相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内(※1)
財産債務調書、国外財産調書		提出期限:平成30年3月15日(木)

※1 申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
※2 個人事業者の場合、12月を含む課税期間については、平成30年4月2日までとなります。
※3 非居住者又は外国法人に対し国外において国内源泉所得を支払った場合に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされるなど、一定の場合には例外があります。

申告の内容を間違えていたとき

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。
税額を多く申告していたときは「更正の請求」、税額を少なく申告していたときは「修正申告」を行ってください。
また、更正の請求書及び修正申告書については、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成することができますが、年分によってはご利用いただけない場合もあります。詳しくは、確定申告書等作成コーナーでご確認ください。

〈修正申告〉
確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告によって納付すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

（修正申告ができる期間）
税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告してください。

【修正申告を行う場合の注意】
①国税局(国税事務所)や税務署から調査の通知を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになる税額のほかに過少申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。
注:当初の申告が期限後申告であるときには、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。
②修正申告によって新たに納付することになった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかる場合がありますので併せて納付してください。

〈更正の請求〉
確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

（更正の請求ができる期間）
原則として法定申告期限から5年以内です。
【平成28年分の確定申告の場合】所得税…平成34年3月15日(火)まで　個人事業者の消費税及び地方消費税…平成34年3月31日(木)まで

申告を忘れていたとき

●期限内に申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。
●申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。
期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税額のほかに無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。
また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要がある場合があります。
●納付書は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関で用意しています。
注:災害等により、期限までに申告や納付ができない場合は、納税を一定期間猶予したり、申告や納付などの期限を延長する制度があります。
→P21・22「災害等にあったとき」参照

税金って
どうやって
納めれば
いいの?

税金の納付と還付

申告所得税及び復興特別所得税などの納付には、電子納税や振替納税が便利です。また、還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください。

納付の方法

①電子納税(e-Tax)	e-Taxを利用することにより、全ての税目について、ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付ができます。

電子納税(e-Tax)を利用すると金融機関の窓口に出向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるほか、現金等を持ち歩く必要がないので安心です。ご利用に当たっては、e-Taxの開始届出書の提出など事前の手続が必要となります。
→P44「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」参照

②振替納税	申告所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。

- 振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- 振替納税は税目ごとに手続が必要ですが、一度手続を行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となります。
- 確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。

③クレジットカード納付	インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することができます。

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)。
- 金融機関や税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。
  詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

④現金納付	現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。
- コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要となります。現金にバーコード付納付書(納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄税務署等から発行されます。)を添えて、コンビニで納付してください。

⑤延納・物納	相続税・贈与税については、納期限までに納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、延納制度があります。 相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納制度があります。

還付金の受取方法

還付金の受取には、預貯金口座(※)への振込みによる方法と郵便局等に出向いて受け取る方法があります。預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座に還付金が直接振り込まれますので、大変便利です。

※銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及びゆうちょ銀行の預貯金口座

注:一部のインターネット専用銀行では還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

<預貯金口座への振込み>

確定申告書に、振込先の金融機関名、預貯金の種別、口座番号を正確に記載してください(ご本人名義の口座に限ります。)。

なお、ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号のみを記載してください。

注:次の場合は振込みができないことがあります。
①預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
②旧姓のままの名義である場合

期限内に申告・納税を行わなかった場合

- 間違って少なく申告したり、期限内に申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合があります。
- 期限内に納税を行わないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。
- 国税を滞納すると、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。一方、法令の要件に該当するときには、財産の差押えや換価(売却)が猶予される制度の適用を受けることができますので、納期限までに納付できない事情がある場合は、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

財産債務調書の提出制度について

確定申告書を提出しなければならない方で、その年の所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

注1:財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。

注2:財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

国外財産調書の提出制度について

居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

注1:国外財産調書についても、上記「財産債務調書の提出制度について」の注1・注2と同様に、過少申告加算税等の軽減・加重の措置が設けられています。

注2:国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、提出期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について

平成27年度税制改正により、平成29年1月1日以後、金融機関等で口座開設等を行う方は、金融機関等へ居住地国等を記載した届出書の提出が必要となります。なお、口座開設等を行う方の居住地国が特定の外国である場合、金融機関等により、平成30年以後、毎年4月30日までに、その方の金融口座情報が所轄税務署長に報告され、さらに、その外国の税務当局に提供されることとなります。

確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」でできること

●確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力すれば確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信することができます。
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

●作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。
また、作成した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

「確定申告書等作成コーナー」の種類

●平成29年分の確定申告書等作成コーナー
作成できる申告書等は、以下のとおりです。
①所得税及び復興特別所得税の確定申告書
②青色申告決算書・収支内訳書
③消費税及び地方消費税の確定申告書
④贈与税の申告書
注:平成29年分の確定申告書等作成コーナーは、平成30年1月上旬公開予定です。

●平成29年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナー
注:平成29年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、所得税及び復興特別所得税、贈与税については平成30年3月中旬に、消費税及び地方消費税については、平成30年4月上旬にそれぞれ公開予定です。

●過去の年分の作成コーナー
平成25年分から平成28年分の確定申告書等を作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまでの流れ

① 作成コーナーへアクセス
国税庁ホームページから確定申告書等作成コーナーへアクセスします。

→

② 申告書等作成開始
画面の案内に従い金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、申告書等が作成されます。

→

③ 税務署へ提出
申告書等を
・e-Taxで送信
・印刷して郵送等で提出
します。
注:e-Taxで送信する場合は、事前準備が必要です。

〈ご利用に当たっての留意事項〉
申告の内容やパソコン等の環境によっては、ご利用になれない場合がありますので、ご利用の前に「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」や「推奨環境」をご確認ください。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。
www.nta.go.jp　作成コーナー　検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが…

e-Tax（国税電子申告・納税システム）

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットで国税に関する様々な手続ができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxとは

①e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告、申請・届出などができます。

（利用できる手続）

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税及び地方法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出など。

②e-Taxでは、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネットなどを利用して全ての税目について納税することができ、その方法には次の二つがあります。

〈イ〉ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができます。

注:ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

〈ロ〉インターネットバンキングなどによる電子納税

ペイジーに対応した金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して国税の納付ができます。インターネットバンキングのご利用に当たっては、事前にインターネットバンキング対応の金融機関と契約を行う必要があります。

e-Taxを利用すると…

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間保存しておく必要があります。）。
- 自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は、書面で提出された場合より早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと、書面請求の場合より手数料が安価です（電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。）。

e-Taxを利用するには…

〈STEP1〉推奨環境の確認

ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

〈STEP2〉電子証明書などの準備

- e-Taxで申告などを行う際には、申告書などのデータに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

注1:利用できる電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。
注2:個人の方が利用する「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」は、マイナンバーカードに搭載されています。
注3:税理士などが税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
注4:電子証明書の具体的な取得方法及び費用などについては、発行機関にお尋ねください。

- 利用する電子証明書がICカードに搭載されている場合は、ICカードリーダライタが必要となります。

〈STEP3〉利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページから氏名、住所などの基本情報を入力し、オンラインで開始届出を提出すると、即時に発行（通知）されます。

〈STEP4〉電子証明書の登録

「e-Taxソフト（PC版）」、「e-Taxソフト（WEB版）」又は「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書の登録を行ってください。

その他お知らせ

- e-Taxで申告などを行う際に、別途、書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータ（PDF形式）の提出が可能です。イメージデータにより提出可能な添付書類については、e-Taxホームページでご確認ください。
- e-Taxソフト（WEB版）なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚（データサイズは最大10MB）までまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。
- スマートフォンやタブレット端末からでも納税証明書の交付請求が行えます。
  なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。
- eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することが可能となりました。詳しくはeLTAXホームページ（www.eltax.jp/www/contents/1471580655297/index.html）をご確認ください。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日
5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日
8時30分～24時
（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

注:利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、最新の情報については、e-Taxホームページをご覧ください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください

利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報をお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp　イータックス　検索

コラム≪e-Tax利用の簡便化に向けて準備を進めています≫

国税庁では、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルの認証連携機能の活用などにより、個人納税者の方のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31年1月からご利用いただける予定です。

マイナンバーカードによるe-Tax利用

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。

- ●e-Taxを利用するためには、事前に税務署長へ届出をし、e-Tax用のID・パスワード（※）の通知を受け、これらを管理・入力する必要がありますが、簡便化後は、そのような手間がなくなります。
- ●今後e-Taxを利用する場合に、医療費通知情報を活用した手続の簡便化などに向けた取組を進めています。

ID及びパスワードによるe-Tax利用

マイナンバーカード及びICカードリーダライタが未取得の方については、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードによる電子申告を可能とします（注1）。

- ●厳格な本人確認は、税務署における職員との対面などにより行います（注2）。
- ●メッセージボックスの閲覧には、原則として電子証明書が必要となります（注2）。

注1:マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応（導入後、概ね3年を目途に見直し）として行います。
注2:なりすまし対策やセキュリティ対策の一環として行います。
※e-Tax用のID:利用者識別番号　e-Tax用のパスワード:暗証番号

～マイナンバーカード方式によるe-Tax利用のイメージ～

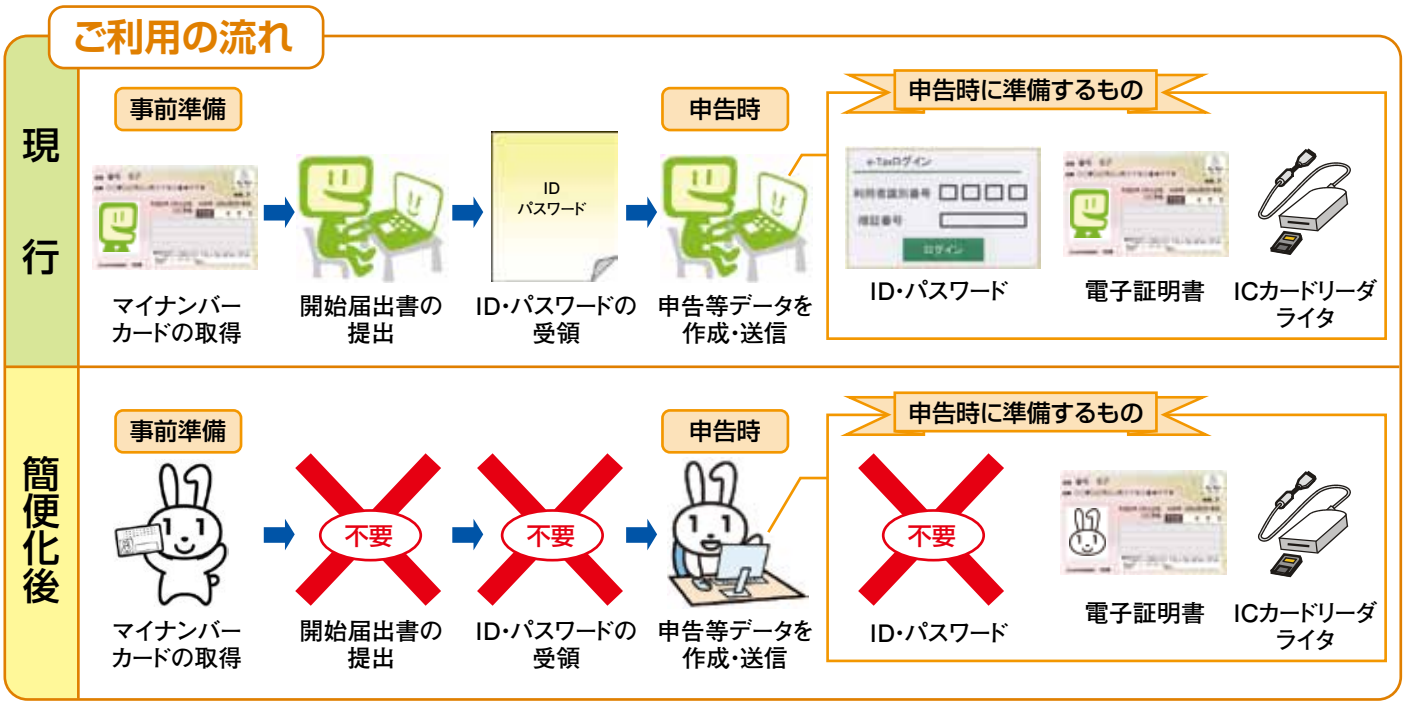

税に関する相談をするには
/情報公開や個人情報の開示を請求するには

税金のことで
相談したい
のですが…

電話相談・面接相談・ホームページ（タックスアンサー）

一般的なご相談は電話にてお受けしています。
面接相談は事前予約制により十分な面接時間を設けています。
国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

お気軽に電話相談センターへ

納税者の皆様の国税に関する一般的な相談について、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

〈電話相談センターのご利用方法〉

①最寄りの税務署に電話する。
②音声ガイダンスに従って、番号「1」（電話相談センター）を選択する。
③音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
④担当の相談官がお答えします。

注1:ガイダンスの途中でも番号の選択ができます。
注2:「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トーン切り替えボタン」（＊や＃など）を押してから選択してください。

税務署でのご相談は事前にご予約を

●税務署では、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、面接にて相談を受け付けています。
●税務署での面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明するため、電話等で事前に相談日時等を予約いただき、十分な面接時間を設けています。

注:予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。
なお、税金の納付相談や確定申告における申告書作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

タックスアンサー（よくある税の質問）

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

〈タックスアンサーのご利用方法〉

国税庁ホームページから（www.nta.go.jp）
パソコンから（www.nta.go.jp/taxanswer）（掲載URLは平成29年5月現在のものです。）
携帯電話等から（www.nta.go.jp/m/taxanswer）（掲載URLは平成29年5月現在のものです。）
検索サイトで「タックスアンサー」と検索してもご覧になれます。
注:携帯電話等ではキーワード検索はできません。

携帯電話等で
右のコードを読み
取るとアクセス
できます。

情報公開を
求めたい
のですが…

情報公開・個人情報の開示の請求

情報公開（行政文書の開示）を請求できます。
また、自分の個人情報の開示を請求できます。

行政文書の情報公開・個人情報の開示の請求

行政文書の情報公開又は自分の個人情報の開示は、次の方法で請求することができます。

①開示請求書の提出

行政文書の情報公開は「行政文書開示請求書」に、また、自分の個人情報の開示は「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記載して、情報公開・個人情報保護窓口に直接提出又は送付してください。

注1:開示請求手数料の納付が必要となります（行政文書1件について300円/保有個人情報が記録されている行政文書1件について300円）。
注2:各開示請求書は、国税庁ホームページの「情報公開」又は「個人情報の保護」からダウンロードできます。
注3:自分の個人情報の開示を請求する場合は、本人確認書類が必要となります。

②開示決定等の通知

開示請求書の提出から、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、開示請求者に通知されます。

③開示の実施

開示決定等の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示の実施方法を選択して情報公開・個人情報保護窓口に書面を提出し、開示の実施を申し出てください。

注1:開示実施手数料の納付が必要となる場合があります（行政文書の情報公開の場合のみ）。
注2:決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

税務署の処分に不服があるとき

税務署の処分に納得できないのですが・・・

再調査の請求・審査請求・訴訟

税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立てを行うことができます。

❶再調査の請求

●税務署長が行った更正などの課税処分や差押えなどの滞納処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、税務署長に対して「再調査の請求」を行うことができます。また、この再調査の請求を経ずに、直接国税不服審判所長に対して審査請求を行うこともできます（下図①②参照）。

●税務署長は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果を「再調査決定書」により納税者に通知します。

注:この再調査の請求に係る決定により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。

❷審査請求

●税務署長が行った更正などの課税処分や差押えなどの滞納処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」を行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときは、再調査決定書の通知を受けた日の翌日から1か月以内に審査請求を行うことができます（下図②参照）。

●国税不服審判所長は、税務署長の処分が正しかったかどうかを調査・審理し、その結果を「裁決書」により納税者と税務署長に通知します。

注:裁決は、税務署長が行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。

❸訴訟

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起こすことができます（下図③参照）。

税務署の処分に不服があるとき

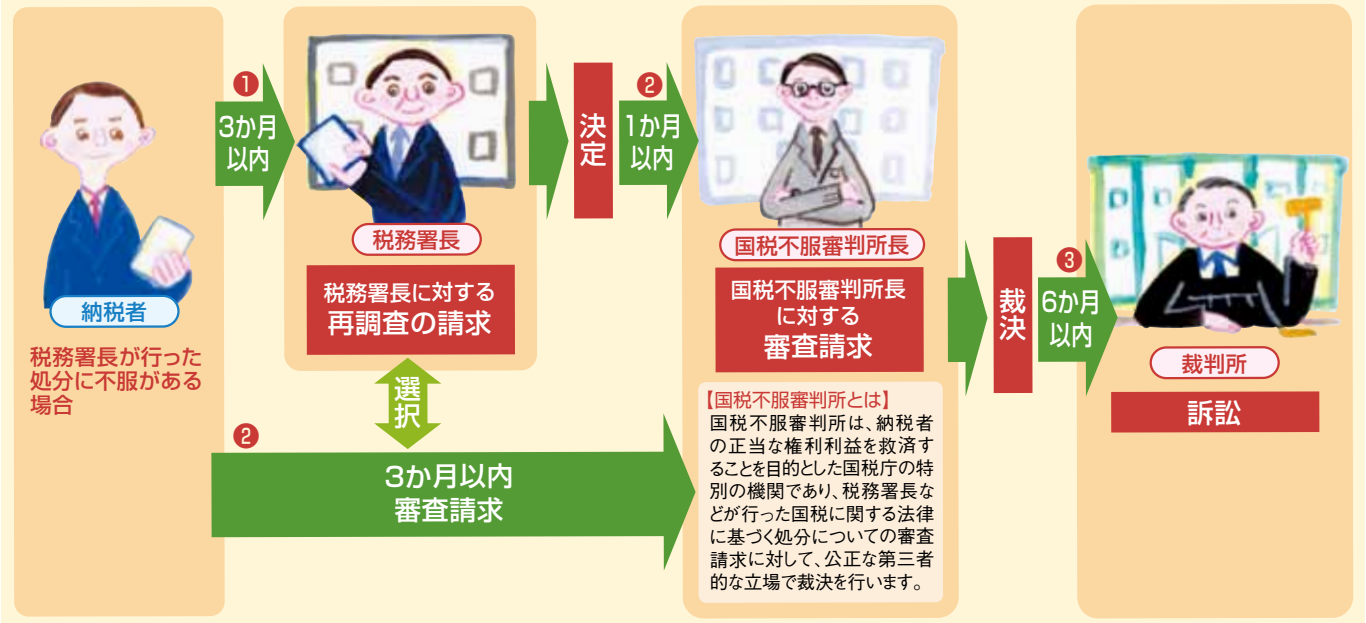

注1:再調査の請求から3か月を経過しても再調査の請求に係る決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。
注2:審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を起こすことができます。
注3:災害等の理由により再調査の請求又は審査請求をその期限までにできないときは期限が延長されます。
詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は国税不服審判所ホームページ（www.kfs.go.jp）をご覧ください。

個人で事業を始めたとき 法人を設立したとき

事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出

個人は個人事業の開廃業届出など、法人は法人設立届出などが必要となります。

個人で事業を始めたとき

開業後１か月以内に「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要となります。

対　象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税の棚卸資産の評価方法の届出書		最初の確定申告書の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書		最初の確定申告書の提出期限まで
青色申告で申告したい人	所得税の青色申告承認申請書		開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで、開業の日が1月16日以降の場合は、開業の日から2か月以内
青色事業専従者給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書		
従業員に給与を支払う人	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書（※）	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時（給与の支給人員が常時10人未満の場合）

※個人事業の開業・廃業等届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は、提出は不要です。
注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
注2:消費税について、新規開業年とその翌年は、原則として免税事業者となります。
なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P4「消費税のしくみ」参照

法人を設立したとき

法人登記終了後に、「法人設立届出書」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要となります。

対　象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書（※1）	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書		最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
役員や従業員に報酬、給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	給与支払事務所等の所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから1か月以内
源泉所得税の納期の特例を受けるとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書		随時（給与の支給人員が常時10人未満の場合）
青色申告で申告したいとき	青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後3か月を経過した日又は最初の事業年度の終了日のいずれか早い日の前日まで
資本金の額又は出資金の金額が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書（※2）		速やかに

※１添付書類として、定款等の写しなどの提出が必要となります。
※２法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した場合は、提出は不要です。
注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。
注2:消費税について、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、新設法人に該当する場合等を除き原則として免税事業者となります。
なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P4「消費税のしくみ」参照

〈届出書などの提出はe-Taxが便利です〉
個人事業の開業・廃業等届出、法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などは、e-Taxを利用してオンラインで申請・届出ができます。
→P44「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」参照

公売に参加するには

公売の手続について

公売とは、差押財産を国が売却することです。
公売には原則としてどなたでも参加できます。

公売に参加するには

公売とは、滞納者が税金を納付しない場合、差し押さえた財産を入札等の方法により売却して金銭に換え、滞納国税に充てる手続のことです。
公売される財産の種類、公売の方法などは、次のようになっています。

公売の参加資格		原則として、どなたでも参加することができます。(※1) ただし、次の方は参加できません。 ①滞納者(※2)、②国税庁、国税局、税務署の職員、③公売への参加を制限されている方
公売される財産の種類		・土地、建物等の不動産　・絵画、宝石、時計等の動産　・自動車、ゴルフ会員権等
公売の方法	入　札	入札を行った参加者のうち、最高価額の入札者に売却する方法です。 ・期日入札:特定の公売日に、公売会場で提出された入札書を、その日に開札します。 ・期間入札:定められた期間内に、直接又は郵送等で提出された入札書を、別の日に開札します。
	競り売り (インターネット公売)	買受希望者がインターネットオークションサイトにおいて順次高価な買受申込みを行い、最高価額の買受申込者に売却する方法です。 ご自宅等のパソコンから参加することができます。

※１農地のように一定の資格が必要となる場合があります。
※２滞納者は自己の財産を買い受けることができません。

公売手続の流れ

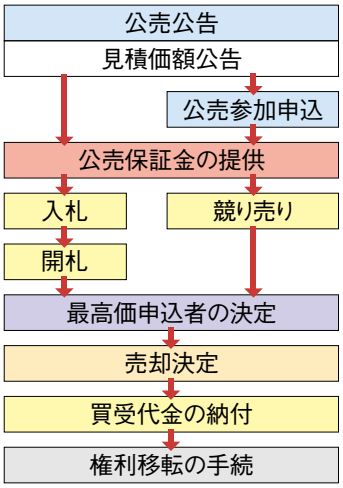

国税庁ホームページや国税局(税務署)の掲示板で、公売財産の内容、公売の日時・場所・見積価額(最低売却価額)等を公告します。

インターネット公売に参加する場合は、事前に公売参加申込みを行う必要があります。

原則として定められた公売保証金の提供が必要となります。

見積価額以上で、最高価額の入札者(買受申込者)を最高価申込者として決定します。

最高価申込者に対し売却することを決定します。

買受代金は納付期限までに一括で納付する必要があります。

国税局(税務署)が、買受人に対して動産の引渡しや不動産等の所有権移転の登記を行います。

(国税庁ホームページ「公売情報」)

- 差押財産の売却方法には「公売」のほか、「広告によって行う随意契約による売却」があります。「広告によって行う随意契約による売却」とは、一定期間、差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初の買受申込者に売却する方法です。
- 動産、自動車等を公売する場合には、事前に下見会を開催する場合があります。
- 公売や下見会に関する情報は、国税庁ホームページの「公売情報」(www.koubai.nta.go.jp)をご覧ください。

MEMO

国税庁ホームページのご案内

www.nta.go.jp

国税庁　検索

左記のサイトは
上のコードからも
ご覧になれます

（平成29年5月現在）

申告・納税等のためのページ

❶確定申告書等作成コーナー

パソコン画面の案内に従ってデータを入力することにより、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）の確定申告書並びに贈与税の申告書などが作成できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxを利用して送信できます。

→P43「確定申告書等作成コーナー」参照

❷e-Tax（国税電子申告・納税システム）

自宅やオフィス、税理士事務所から申告や納税などができるe-Taxについて、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問（Q&A）など、最新の情報をお知らせしています。また、e-Taxを利用するために必要なe-Taxの開始届出書をオンラインで提出することもできます。

→P44「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」参照

（平成29年5月現在）

❸税務手続の案内

各種税務手続の概要や提出時期などのほか、国税の納付手続や納税証明書の交付請求手続などを案内しています。申告書、申請書、届出書、請求書など、手続に必要な用紙のダウンロードもできます。

❹公売情報

公売財産の詳しい内容について紹介しており、様々な条件を入力することにより、全国の国税局や税務署の公売財産を検索することができます。また、インターネット公売に関する情報や公売の日程・手続に関する情報も提供しています。入札等に必要な書類をダウンロードできます。

→P49「公売に参加するには」参照

❺新着情報・メールマガジン配信サービス

配信登録を行っていただくと、ホームページに掲載された最新の情報や、時節に応じた税情報などを電子メールで受信することができます。

税について調べるページ

❻パンフレット・手引き

「暮らしの税情報」をはじめとしたパンフレットや確定申告の手引き、各種税制改正のあらましなどがダウンロードできます。

❼路線価図等の閲覧

全国の7年分の路線価図と評価倍率表を公開しています。相続税や贈与税における土地の価額を計算するときに利用してください。

→P40「宅地や建物の評価方法」参照

❽動画で見る 税の情報・税の仕事（Web-TAX-TV）

テーマごとに動画で解説するインターネット番組です。消費税の仕組みやホームページの使い方、確定申告の仕方などを具体的に紹介しています。いつでも、気軽に税の情報を入手できます。国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組もあります。

（平成29年5月現在）

❾タックスアンサー（よくある税の質問）

税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談室です。税の種類ごとに調べられるほか、キーワード検索もできます。

→P46「タックスアンサー（よくある税の質問）」参照

❿税の学習コーナー

税の意義や役割を、小・中学生や高校生ごとに分かりやすく解説したページや税の作文の紹介のほか、租税教室などでご利用いただけるよう、パワーポイント教材や講師用マニュアル、動画などの各種資料を提供しています。また、税に関するビデオやゲームなど、税について楽しく学べるコーナーもあります。

⓫動画やイラストで見る国税庁の取組紹介

「税の役割」や「国税庁の取組」をイラストで分かりやすく解説しています。また、その資料はPDFやパワーポイントでダウンロードできます。

（平成29年5月現在）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。